

第99回

定時株主総会 招集ご通知

開催情報

[日 時] 平成27年6月26日(金曜日) 午前10時

[場 所] 大阪市西淀川区御幣島3丁目2番11号
当社本社 2号館3階会議室

- [決議事項]
- 第1号議案 取締役10名選任の件
 - 第2号議案 監査役1名選任の件
 - 第3号議案 当社株式の大量取得行為に関する
対応策(買収防衛策)の更新の件

目次

● 招集ご通知	1
● 株主総会参考書類	5
[添付書類]	
● 事業報告	24
● 連結計算書類	52
● 計算書類	55
● 監査報告書	58
● ご参考	61

株主各位

(証券コード 6383)
平成27年6月4日

DAIFUKU
株式会社ダイフク

大阪市西淀川区御幣島3丁目2番11号
代表取締役社長 北條 正樹

第99回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜りありがたく厚くお礼申し上げます。

さて、当社第99回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネット等により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいます。後述のご案内に従って平成27年6月25日(木曜日)午後5時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

① 日 時 平成27年6月26日(金曜日) 午前10時

② 場 所 大阪市西淀川区御幣島3丁目2番11号
当社本社 2号館3階会議室
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)

**③ 株主総会の
目的事項** **報告事項** 1. 第99期(平成26年4月1日から平成27年3月31日まで) 事業報告、
連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類
監査結果報告の件
2. 第99期(平成26年4月1日から平成27年3月31日まで) 計算書類
報告の件

決議事項 第1号議案 取締役10名選任の件
第2号議案 監査役1名選任の件
第3号議案 当社株式の大量取得行為に関する対応策(買収防衛策)
の更新の件

議決権行使等についてのご案内



当日ご出席の場合

当日ご出席の際は、本ご通知をご持参いただくと共に、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。



書面による議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成27年6月25日(木曜日)午後5時まで
に到着するようご返送ください。



インターネット等による議決権行使の場合

インターネット等により議決権を行使される場合には、3頁から4頁の【インターネット等による議決権行使のご案内】をご高覧の上、平成27年6月25日(木曜日)午後5時までにご行使してください。

※書面とインターネット等により二重に議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネット等によって複数回数またはパソコンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

その他本招集ご通知に関する事項

本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「連結計算書類の連結注記表」および「計算書類の個別注記表」につきましては、当社ホームページ(<http://www.daifuku.co.jp/ir/shareholders.html>)に掲載しておりますので、法令および定款第16条の定めに基づき、報告事項に関する添付書類には記載しておりません。

以上

※株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類の内容について、株主総会の前日までに修正すべき事情が生じた場合には、インターネット上の当社ホームページ(<http://www.daifuku.co.jp>)に掲載させていただきます。

インターネット等による議決権行使のご案内



インターネットにより議決権を行使される場合は、以下の議決権行使専用サイトにアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」と「パスワード」をご入力いただき、画面の案内に従い、各議案の賛否をご入力ください。

議決権行使サイト

<http://www.web54.net>

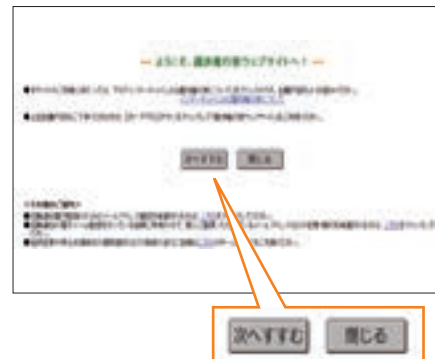
携帯電話またはスマートフォンによる議決権行使は、バーコード読取機能を利用して、「QRコード」を読み取り、議決権行使サイトにアクセスすることも可能です。



ご 注 意 事 項

- インターネットと議決権行使書面により議決権を重複して行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとして取り扱います。
- インターネットによる議決権行使を重複して行われた場合は、最後に行使されたものを有効なものとして取り扱います。
- インターネットをご利用いただくためにプロバイダーへの接続料金及び通信事業者への通信料金（電話料金）等が必要な場合がありますが、これらの料金は株皆様のご負担となります。

【 議決権行使サイトへアクセス 】

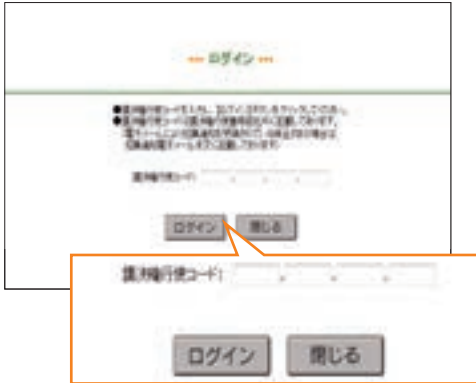


- 1 「次へすすむ」をクリック

○パスワードの取り扱いについて

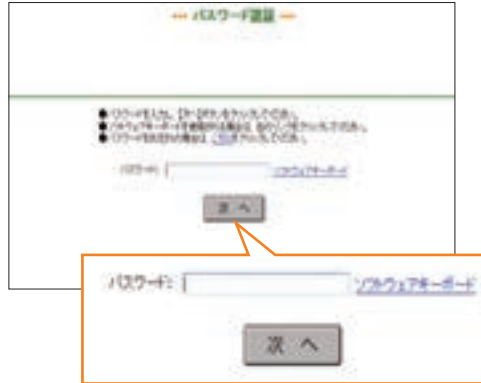
- (1) パスワードは、議決権を行使される方が株皆様ご本人であることを確認する手段ですので、大切にお取り扱いください。
- (2) 株皆様以外の方による不正利用や議決権行使内容の改ざん等を防止するため、議決権行使書用紙に記載のパスワードにつきましても、議決権行使専用サイトにアクセスいただき、新しいパスワードに変更登録をしていただきますようお願い申し上げます。
- (3) 今回ご案内する議決権行使コード及びパスワード（株皆様ご本人で変更登録いただくパスワードを含む）は、本株主総会に関してのみ有効です（次回の株主総会の際には、新たに発行いたします）。
- (4) お電話によるパスワードのご照会にはお答えいたしかねます。

[ログインする]



- 2 お手元の議決権行使書用紙に記載された「**議決権行使コード**」を入力し「**ログイン**」をクリック。

[パスワードの入力]



- 3 お手元の議決権行使書用紙に記載された「**パスワード**」を入力し「**次へ**」をクリック。

以降は画面の入力案内に従って
賛否をご入力ください。

ご利用いただくために必要なシステム環境等について

議決権行使専用サイトをご利用いただくために、次のシステム環境が必要です。

[パソコンを用いて議決権を行使される場合]

- 画面の解像度が「横800×縦600ドット(SVGA)」以上であること。
- 次のソフトウェアをインストールしていること。
 - Microsoft® Internet Explorer Ver.5.01 SP 2 以降
 - Adobe® Acrobat® Reader™ Ver.4.0 以降 又は Adobe® Reader® Ver.6.0 以降(画面上で株主総会参考書類や事業報告をご覧になる場合のみ。)

[携帯電話を用いて議決権を行使される場合]

- 128bit SSL (Secure Socket Layer) 暗号化通信が可能である機種であること。
なお、スマートフォンを含む携帯電話のフルブラウザ機能を用いた議決権行使も可能ですが、機種によってはご利用いただけない場合があります。

本サイトでの議決権行使に関するパソコン等の操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
☎ **0120-652-031** 受付時間 午前9時～午後9時

[機関投資家の皆様へ]

上記のインターネットによる議決権行使のほかに、予め申込みされた場合に限り、株式会社東京証券取引所等が出資する株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことができますのでご案内いたします。

議案および参考事項

第1号議案

取締役10名選任の件

本総会の終結のときをもって、取締役11名全員が任期満了となります。コーポレートガバナンス体制強化のため取締役会における社内取締役・社外取締役の比率を見直し、社内取締役を1名減員し、社内取締役8名、社外取締役2名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

1

ほうじょう まさき
北條 正樹

(昭和23年10月2日生)

所有する当社株式の数

97,100株



再任

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

昭和46年 4月 入社
平成10年 6月 取締役
平成12年 4月 Daifuku America Corporation 取締役社長
平成16年 4月 代表取締役専務、管理統轄、海外統轄、Daifuku Canada Inc. 取締役社長
平成18年 4月 代表取締役副社長
平成19年 4月 AFA事業統轄、AFA事業部長
平成19年12月 Jervis B. Webb Company 会長
平成20年 4月 代表取締役社長、Webb事業統轄
平成23年 1月 Daifuku Webb Holding Company 会長
平成24年 4月 代表取締役社長 社長執行役員(現任)、生産統轄、サービス統轄
平成26年 4月 北米地域統括

(注) 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2 田中 章夫 (昭和26年1月19日生)

所有する当社株式の数
20,500株



再任

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

昭和48年 4月 入社
 平成16年 7月 取締役待遇理事
 平成18年 6月 取締役、FA&DA事業部営業本部長
 平成22年 4月 常務取締役、FA&DA事業部長
 平成23年 6月 執行役員制度導入に伴い、取締役 常務執行役員
 平成24年 4月 取締役 専務執行役員、FA&DA事業統轄
 平成25年 4月 代表取締役専務 専務執行役員
 平成26年 4月 代表取締役副社長 副社長執行役員(現任)、事業統轄(現任)、アジア地域統括

(注) 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

3 猪原 幹夫 (昭和25年5月5日生)

所有する当社株式の数
45,300株



再任

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

昭和44年 4月 入社
 平成16年 7月 取締役待遇理事
 平成17年 6月 取締役、本社部門長
 平成20年 4月 経財本部長
 平成21年 4月 常務取締役
 平成22年 4月 財務統轄
 平成23年 6月 執行役員制度導入に伴い、取締役 常務執行役員
 平成24年 4月 代表取締役専務 専務執行役員、本社部門統轄
 平成25年 4月 管理統轄(現任)
 平成26年 4月 代表取締役副社長 副社長執行役員(現任)、国内子会社統括

(注) 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

4

ほんだ しゅういち
本田 修一

(昭和32年1月8日生)

所有する当社株式の数

5,000株



再任

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

昭和54年 4月 株式会社第一勧業銀行入行
平成18年 3月 株式会社みずほコーポレート銀行執行役員業務管理部長、コーポレートバンキングユニット統括役員付コーポレートオフィサー、ヒューマンリソースマネジメント部審議役
平成23年 6月 同社常務取締役企画グループ統括役員、リスク管理グループ統括役員、事務グループ統括役員
平成24年 4月 当社入社 顧問
平成25年 6月 取締役 常務執行役員、本社部門長、CSR本部長、BCP推進本部長
平成26年 4月 取締役 専務執行役員(現任)、グローバル戦略企画室長
平成27年 4月 経営企画本部長(現任)、ABH事業部門長(現任)

(注) 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

5

いわもと ひでのり
岩本 英規

(昭和30年10月15日生)

所有する当社株式の数

11,200株



再任

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

昭和56年 4月 入社
平成19年 4月 Daifuku Canada Inc. 社長
平成21年 4月 AFA事業部営業本部長
平成22年 6月 取締役
平成23年 6月 執行役員制度導入に伴い、常務執行役員
平成26年 6月 取締役 常務執行役員(現任)、AFA事業部門長(現任)
平成27年 4月 AFA事業部長(現任)、AFA事業部プラント営業本部長(現任)

(注) 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

6 なかしま よしゆき 中島 祥行 (昭和30年9月16日生)

所有する当社株式の数
11,600株



新任

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

昭和55年 4月 入社
 平成20年 7月 取締役待遇理事
 平成22年 6月 取締役、CSR本部長
 平成23年 6月 執行役員制度導入に伴い、常務執行役員(現任)
 平成24年 4月 BCP推進本部長
 平成25年 4月 大福(中国)有限公司 董事長(現任)

(注) 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

7 さとう せいじ 佐藤 誠治 (昭和35年1月15日生)

所有する当社株式の数
22,500株



新任

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

昭和58年 4月 入社
 平成20年 4月 eFA事業部、半導体本部長(現任)
 平成22年 6月 取締役
 平成23年 6月 執行役員制度導入に伴い、常務執行役員(現任)
 平成27年 4月 eFA事業部門長(現任)、eFA事業部長(現任)

(注) 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

8 げしろ
下代

ひろし
博 (昭和33年6月13日生)

所有する当社株式の数
2,600株



新任

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

昭和58年 4月 入社
平成24年 4月 執行役員、FA&DA事業部営業本部長(現任)
平成26年 4月 常務執行役員(現任)、FA&DA事業部門長(現任)
平成27年 4月 FA&DA事業部長(現任)

(注) 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

〔社内取締役選任理由〕

候補者番号	氏名	選任理由:以下の経歴・理由により、取締役会の機能を強化するため、選任をお願いするものであります。
1	北條正樹	当社および海外グループ会社で豊富な経営経験と実績を有しております。
2	田中章夫	主力の一般製造業・流通業向けシステムで、豊富な経営経験と実績を有しており、グループ全体の事業を統轄しています。
3	猪原幹夫	経理・財務分野で相当程度の知見を有しており、豊富な経営経験と実績を生かし、グループ全体のCFO兼CROを務めております。
4	本田修一	メガバンクの経営にも携わった国際的で幅広い経験と実績を有しております。
5	岩本英規	当社および海外グループ会社で自動車工場向けシステムに関する豊富な経営経験と実績を有しております。
6	中島祥行	人事・総務分野で幅広い経験と実績を有しており、日本・北米に次ぐ市場である中国現地法人のトップを務めております。
7	佐藤誠治	国内外を問わず、半導体工場・液晶工場向けシステムに関する豊富な経営経験と実績を有しております。
8	下代 博	主力の一般製造業・流通業向けシステムで、国内外ともに豊富な経験と実績を有しております。

9

かしわぎ のぼる
柏木 昇

(昭和17年2月3日生)

社外取締役
候補者所有する当社株式の数
一株

再任

社外取締役在任年数
3年平成26年度
取締役会出席状況
定時 100%
臨時 100%

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

昭和40年 4月 三菱商事株式会社入社
 昭和59年 1月 米国三菱商事ニューヨーク本店法務審査部長
 昭和63年 1月 三菱商事株式会社本社法務部部長代行
 平成5年 8月 東京大学法学部比較法政国際センター教授
 平成15年 4月 中央大学法学部教授
 平成15年 6月 東京大学名誉教授(現任)
 平成16年 4月 中央大学法科大学院(法務研究科)教授
 平成23年 6月 公益財団法人民事紛争処理研究基金理事長(現任)
 平成24年 6月 当社社外取締役(現任)

■重要な兼職の状況

公益財団法人民事紛争処理研究基金理事長

〔社外取締役候補者とした理由〕

柏木昇氏は、商社での海外勤務や大学教授等の経験を有し、企業法務や国際取引法に精通されており、豊富な経験と幅広い見識から社外取締役としての任務を全うできる人物であり、専門的見地からの助言・提言をいただくとともに、経営の透明性確保と経営への監督機能を高めるため、社外取締役としてのご就任をお願いするものであります。なお、同氏は、社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。また、当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員に指定し、同取引所に届け出ております。同氏が原案通り再任された場合には、引き続き独立役員となる予定であります。

同氏には、本総会の第3号議案「当社株式の大量取得行為に関する対応策(買収防衛策)の更新の件」についてご承認いただいた場合には、買収防衛策における特別委員会の委員にご就任いただく予定であります。

- (注) 1 候補者と当社の間には特別の利害関係はありません。
 2 同氏は現在、当社の社外取締役であり、同氏との間で、当社定款第27条の規定に基づき、損害賠償責任の限度額を法令で定める額とする責任限定契約を締結しております。同氏が再任された場合、当社は同氏との間の上記責任限定契約を継続する予定です。

10 おざわ よしあき
小澤 義昭

(昭和29年5月31日生)

社外取締役
候補者

所有する当社株式の数
— 株



再任

社外取締役在任年数
1年

平成26年度
取締役会出席状況
定時 78%
臨時 100%

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

昭和53年 7月 プライスウォーターハウス会計事務所大阪事務所入所
昭和54年10月 監査法人中央会計事務所大阪事務所入所
昭和57年 8月 公認会計士登録
昭和60年10月 クーパーズ・アンド・ライブランド ニューヨーク事務所出向
平成 2年 7月 米国公認会計士登録
平成 7年 7月 中央新光監査法人代表社員
平成17年 7月 プライスウォーターハウスクーパーズ ニューヨーク事務所出向(日系企業全米統括パートナー)
平成19年 7月 あらた監査法人入所
平成20年 1月 同監査法人代表社員
平成21年 4月 関西大学会計専門職大学院特任教授
平成24年 4月 桃山学院大学経営学部教授(現任)
平成24年 9月 あらた監査法人退所
平成26年 6月 当社社外取締役(現任)

■重要な兼職の状況

桃山学院大学経営学部教授

【社外取締役候補者とした理由】

小澤義昭氏は、財務および会計に関する相当程度の知見を有し、延べ約6年間の海外駐在も経験されています。また、経営分析を専攻とする大学教授として、「財務諸表分析における企業不正の徴候」を研究テーマにされています。豊富な経験と幅広い見識から社外取締役としての任務を全うできる人物であり、グローバル化を進める当社グループにあって、専門的見地からの助言・提言をいただくとともに経営の透明性確保と経営への監督機能を高めるため、社外取締役としてのご就任をお願いするものであります。なお、同氏は社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。また、同氏は当社の会計監査法人であるあらた監査法人の代表社員でありましたが、平成24年9月に同監査法人を退所され、その後、当社とは一切取引がなく、独立性に影響を及ぼす関係はございません。

- (注) 1 候補者と当社の間には特別の利害関係はありません。
2 同氏は現在、当社の社外取締役であり、同氏との間で、当社定款第27条の規定に基づき、損害賠償責任の限度額を法令で定める額とする責任限定契約を締結しております。同氏が再任された場合、当社は同氏との間の上記責任限定契約を継続する予定です。

第2号議案 監査役1名選任の件

本総会の終結のときをもって、監査役 北本 功氏が任期満了となりますので、あらためて監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

きたもと いさお
北本 功
 (昭和18年1月22日生)

社外監査役
候補者

所有する当社株式の数
— 株



再任

社外監査役在任年数
8年

平成26年度
取締役会出席状況
定時 100%
臨時 100%
監査役会出席状況
100%

略歴、地位および重要な兼職の状況

昭和41年 4月 特殊法人日本放送協会入局
 平成 3年 6月 同協会パリ支局長
 平成 7年 6月 株式会社NHKエンタープライズ21取締役
 平成 9年 6月 同協会国際放送局次長
 平成11年10月 財団法人NHKインターナショナル理事
 平成17年10月 株式会社NHKエンタープライズ特別主幹
 平成19年 6月 当社社外監査役(現任)
 平成20年 5月 株式会社NHKエンタープライズ エグゼクティブプロデューサー
 平成20年12月 株式会社日本国際放送専門委員(現任)

■重要な兼職の状況 株式会社日本国際放送専門委員

〔社外監査役候補者とした理由〕

北本功氏は、ジャーナリストとしての幅広い見識、豊富な海外経験から経営の透明性確保と経営監視・監査機能を高めるための助言・提言をいただいております、引き続き監査役としてのご就任をお願いするものであります。なお、同氏は、社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。また、当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員に指定し、同取引所に届け出ております。同氏が原案通り再任された場合には、引き続き独立役員となる予定であります。

同氏には、本総会の第3号議案「当社株式の大量取得行為に関する対応策(買収防衛策)の更新の件」についてご承認いただいた場合には、買収防衛策における特別委員会の委員にご就任いただく予定であります。

- (注) 1 候補者と当社の間には特別の利害関係はありません。
 2 同氏は現在、当社の社外監査役であり、同氏との間で、当社定款第35条の規定に基づき、損害賠償責任の限度額を法令で定める額とする責任限定契約を締結しております。同氏が再任された場合、当社は同氏との間の上記責任限定契約を継続する予定です。

第3号議案

当社株式の大量取得行為に関する対応策(買収防衛策)の更新の件

平成24年6月28日開催の当社定時株主総会においてご承認いただきました当社株式の大量取得行為に関する対応策(以下「旧プラン」といいます。)の有効期間は、本総会の終結の時をもって満了することとされています。

当社は、旧プランの有効期間の満了を迎えるにあたり、平成27年5月14日開催の当社取締役会において、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針(会社法施行規則第118条第3号に規定されるものをいい、以下「基本方針」といいます。)を一部変更するとともに、本総会において株主の皆様のご承認をいただくことを条件として、旧プランの内容を一部改定した上で(以下、改定後のプランを「本プラン」といいます。)以下のとおり更新すること(以下「本更新」といいます。)を決議いたしました。

つきましては、株主の皆様にご承認をお願いするものであります。

なお、本更新は、旧プランの内容を実質的に変更するものではなく、主として手続を整理し、また、内容を明確化するものです。

主な改定事項 買付説明書及び必要情報の内容を見直しました。

この改定も踏まえた、当社の買収防衛策の主な特徴は以下の通りとなります。

- ① 株主総会の承認を経て、導入・更新される
- ② 有効期限は3年
- ③ 適用対象は株券等保有割合が20%以上となる買付け等
- ④ 合理的かつ客観的な対抗措置(新株予約権の無償割当て)の発動要件を設定
- ⑤ 独立性の高い社外者の判断を重視。特別委員会を設置し、取締役会はその勧告に従う
- ⑥ 特別委員会による情報の検討期間は、取締役会からの情報提供期間も含め最長90日間(上限30日の延長可能)
- ⑦ 特別委員会の勧告または取締役会の判断により、対抗措置発動(新株予約権の無償割当て)についての株主総会を招集

※本プランの詳細については、平成27年5月14日付で「当社株式の大量取得行為に関する対応策(買収防衛策)の更新について」として公表しております。このニュースリリースの全文については当社ホームページ(<http://www.daifuku.co.jp>)をご参照ください。

1. 提案の理由

[1] 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者については、その者が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるか否かという観点から、検討されるべきであると考えております。

当社が企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させていくためには、①中長期的視点に立った経営戦略を基に、社会的責任を全うしていくこと、②中長期的な事業成長のため、財務体質の健全化を背景とした機動的・積極的な設備投資及び研究開発投資を行っていくこと、③生産現場や工事現場においては、行政機関・周辺住民等の関係当事者との信頼関係を維持していくこと、④当社グループのコア事業間の有機的なシナジーによる総合力を最大限発揮していくこと等に重点を置いた経営の遂行が必要不可欠であり、これらが当社の株式の買付を行う者により中長期的に確保され、向上させられるのでなければ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることとなります。

上記に加え、内部統制体制の強化、具体的には、グローバルに事業を展開するためのリスク管理、財務諸表の信頼性確保に対する組織的かつ継続的な取り組みが、企業存続のためにますます重要になっています。

また、当社グループは、数多くのグループ関連企業から成り立ち、事業分野も幅広い範囲に及んでいます。従って、外部者である買付者からの買付の提案を受けた際に、株主の皆様が、当社の有形無形の経営資源、将来を見据えた施策の潜在的効果、各事業分野の有機的结合により実現され得るシナジー効果、その他当社の企業価値を構成する要素を十分に把握した上で、当該買

付が当社の企業価値・株主共同の利益に及ぼす影響を短期間のうちに適切に判断することは、必ずしも容易ではないものと思われます。

こうした事情に鑑み、当社取締役会は、当社株式に対する買付が、①当社株主が買付の内容を判断するために合理的に必要なとされる時間(当社取締役会が代替案を提示するために合理的に必要なとされる時間を含みます。)が確保されず、又は必要な情報を十分に提供することなく行われるもの、②その目的等に鑑み当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのあるもの、③当社株主に株式の売却を事実上強要するおそれのあるもの、④買付の条件等が当社の本源的価値に鑑み不十分又は不適當であるもの、又は⑤当社の持続的な企業価値増大のために必要不可欠な従業員、顧客、仕入先・協力会社、金融機関等のステークホルダーとの関係を破壊し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する重大なおそれをもたらすものである場合には、当該買付を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切と判断すべきとの基本方針を決定いたしました。

[2] 本プランの目的

当社取締役会は、基本方針に定めるとおり、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない当社株式の買付を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えています。本プランは、当社株式の大量買付が行われる際に、株主の皆様がかかる大量買付に応じるべきか否かを判断するために必要な情報や時間を確保するとともに、当社取締役会が株主の皆様様に代替案を提示したり、株主の皆様のために買付者と交渉を行うこと等を可能とすることに

より、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する大量買付を抑制し、かかる不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止することを目的としています。

2. 提案の内容

[1] 本プランの内容

(1) 本プランに係る手続

(a) 対象となる買付

本プランは、以下の①又は②に該当する当社株券等(注1)の買付その他の取得又はこれに類似する行為(これらの提案を含みます。)(当社取締役会が本プランを適用しない旨別途認めたものを除くものとし、以下これらを総称して「買付」といいます。)がなされる場合を適用対象とします。

- ① 当社が発行者である株券等について、保有者(注2)の株券等保有割合(注3)が20%以上となる買付けその他の取得
- ② 当社が発行者である株券等(注4)について、公開買付け(注5)を行う者の株券等所有割合(注6)及びその特別関係者(注7)の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

買付を行おうとする者(以下「買付者」といいます。)は、予め本プランに定められる手続に従うものとし、本プランに従い当社取締役会が本新株予約権(下記(d)①に定義されます。)の無償割当ての不実施に関する決議を行うまでの間、買付を実行してはならないものとします。

(b) 買付者に対する情報提供の要求

買付者は、当社取締役会が以下に定める買付説明書の提出を不要と判断した場合を除き、買付の

実行に先立ち、下記の各号に定める、買付者の買付内容の検討に必要な情報(以下「本必要情報」といいます。))及び当該買付者が買付に際して本プランに定める手続を遵守する旨の法的拘束力のある誓約文言等を記載した書面(買付者の代表者による署名又は記名捺印のなされたものとし、条件又は留保等は付されてはならないものとします。))及び当該署名又は捺印を行った代表者の資格証明書(以下、これらを併せて「買付説明書」といいます。))を、当社取締役会に対して、当社の定める書式により日本語で提出していただきます。

当社取締役会は、買付説明書を受領した場合、速やかにこれを特別委員会(特別委員会の委員の選任基準、決議要件、決議事項等については、注8の「特別委員会規定の概要」を、本更新時における特別委員会の委員の略歴等については、22頁から23頁(本議案別紙)をご参照ください。))に送付するものとします。当社取締役会又は特別委員会は、買付説明書の記載内容が本必要情報として不十分であると判断した場合、買付者に対し、適宜合理的な回答期限を定めた上、追加的に情報を提出するよう求めることがあります。この場合、買付者においては、当該期限までに、かかる情報を追加的に提供していただきます。

記

- ① 買付者及びそのグループ(共同保有者(注9)、特別関係者及び買付者を被支配法人等(注10)とする者の特別関係者を含みます。))の詳細(名称、資本関係、財務内容、経営成績、過去の法令違反等の有無及び内容、買付者による買付と同種の

過去の取引及び当社の株券等に関する過去の取引の詳細等を含みます。) (注11)

- ②買付の目的、方法及び内容(対価の価額・種類及びその算定根拠、時期、関連する取引の仕組み、方法の適法性、実現可能性等を含みます。)
- ③買付の資金の裏付け(資金提供者(実質的提供者を含みます。)の名称、調達方法及び関連する取引の内容等を含みます。)
- ④買付者及びそのグループによる当社の株券等の過去の取得に関する情報並びに買付者及びそのグループと第三者との間の当社の株券等に関する合意(締結日、相手方及びその具体的内容を含みます。)
- ⑤買付に関する第三者との間における意思連絡の有無及びその内容
- ⑥買付の後の当社グループの経営方針、経営体制、事業計画、資本政策、配当政策
- ⑦買付の後における当社の他の株主、従業員、顧客、仕入先・協力会社、金融機関その他のステークホルダーに対する対応方針(当社の他の株主との間の利益相反を回避するための具体的方策を含みます。)
- ⑧反社会的勢力との関係に関する情報
- ⑨その他特別委員会が合理的に必要と判断する情報

- (c) 買付の内容の検討・買付者との交渉・代替案の検討
特別委員会は、買付者から買付説明書及び当社取締役会又は特別委員会が追加的に提出を求めた情報(もしあれば)が提出された場合、当社取締役会に対して、買付者の買付の内容に対する意見及びその根拠資料、代替案(もしあれば)その他特別

委員会が適宜必要と認める情報・資料等を、下記に定める特別委員会検討期間の範囲内においてその作成のために合理的に必要と特別委員会が定める期間内に提示するよう要求することができます。

特別委員会は、買付者から買付説明書及び当社取締役会又は特別委員会が追加的に提出を求めた情報(もしあれば)を受領した後、原則として最長90日間(但し、特別委員会は、下記(d)③に記載するところに従い、原則として30日を上限として当該期間を延長することができるものとします。以下「特別委員会検討期間」といいます。)、上記に従い取締役会の意見及びその根拠資料並びに代替案(もしあれば)等を受領した上、買付者の買付の内容及び取締役会の代替案の検討・比較、買付者と当社取締役会の事業計画等に関する情報収集・比較検討等を行い、また、必要であれば、買付者と協議・交渉を行います。なお、特別委員会は、当社の費用で、独立した第三者(ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。)の助言を得ることができるものとします。

(d) 特別委員会の勧告

特別委員会は、上記の手続を踏まえ、以下のとおり当社取締役会に対する勧告を行います。

- ①特別委員会は、買付が下記(2)「本新株予約権の無償割当ての要件」に定める発動事由(以下「発動事由」といいます。))に該当し、かつ、本新株予約権の無償割当てをすることが相当と判断した場合には、特別委員会検討期間の開始又は終了の有無を問わず、当社取締役会に対して、新株予約権(その主な内容は下記(3)「本新株予約権の無償割当ての概要」)に定めるとおりとし、以下か

かる新株予約権を「本新株予約権」といいます。)の無償割当てを実施すべき旨を勧告します。なお、特別委員会は、買付について発動事由のうち下記(2)「本新株予約権無償割当ての要件」に定める発動事由その2(以下「発動事由その2」といいます。)の該当可能性が問題となっている場合、本新株予約権の無償割当ての実施に関して株主総会の承認を予め得るべき旨の留保を当該勧告に付すことができるものとします。

但し、特別委員会は、一旦本新株予約権の無償割当ての実施の勧告をした後も、以下のいずれかの事由に該当すると判断した場合、本新株予約権の無償割当てに係る権利落ち日の前々営業日までにおいては本新株予約権の無償割当てを中止し、又は本新株予約権の無償割当ての効力発生日以降行使期間の開始日の前日までにおいては本新株予約権を無償にて取得すべき旨の新たな勧告を行うことができるものとします。

(i) 当該勧告後に買付者が買付を撤回した場合
その他買付が存しなくなった場合

(ii) 当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じる等の理由により発動事由が存しなくなった場合

②特別委員会は、買付が発動事由に該当しないか、もしくは該当しても本新株予約権の無償割当てをすることが相当ではないと判断した場合、又は、当社取締役会が特別委員会の要求にかかわらず上記(c)に規定する意見及び特別委員会が要求する情報・資料等を所定期間内に提示しなかった場合には、特別委員会検討期間の終了の有無を問わず、当社取締役会に対して、本新株予

約権の無償割当てを実施すべきでない旨を勧告します。

但し、特別委員会は、一旦本新株予約権の無償割当ての不実施を勧告した後も、当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、上記①の要件を充足することとなった場合には、本新株予約権の無償割当てを実施すべき旨の新たな勧告を行うことができるものとします。

③特別委員会が、当初の特別委員会検討期間終了時まで、本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施の勧告を行うに至らない場合には、特別委員会は、買付者の買付の内容の検討・当社取締役会等による買付者との交渉等に合理的に必要とされる範囲内(原則として合計30日を上限とします。)で、特別委員会検討期間を延長することができるものとします。

(e) 取締役会の決議／株主総会の招集

当社取締役会は、特別委員会の上記勧告に従い本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施等に関する会社法上の機関としての決議を行うものとします。

但し、(i)特別委員会が本新株予約権の無償割当てを実施すべき旨の勧告を行うに際して当該実施に関し株主総会の承認を予め得るべき旨の留保を付した場合、又は(ii)買付について発動事由その2の該当可能性が問題となっており、かつ、当社取締役会が、株主総会の開催に要する時間等を勘案した上で、善管注意義務に照らし、株主の意思を確認することが適切と判断する場合、当社取締役会は、株主総会の開催が実務上著しく困難な場合を除き、実務上可能な限り速やかに株主総会を招集し、

本新株予約権の無償割当ての実施に関する議案を付議するものとします。この場合、当社取締役会は、当該株主総会の決議に従い、本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施等に関する決議を行うものとします。

(f) 情報開示

当社は、本プランの運用に際して、関連する法令又は金融商品取引所の規程・規則等に従い、本プランの各手続の進捗状況、特別委員会による勧告等の概要、当社取締役会の決議の概要、株主総会の決議の概要、その他特別委員会又は当社取締役会が適切と考える事項について、適時に情報開示を行います。

(2) 本新株予約権の無償割当ての要件

本プランを発動して本新株予約権の無償割当てを実施するための要件は、以下のとおりです。なお、上記(1)「本プランに係る手続」(d)のとおり、以下の要件に該当し、かつ、本新株予約権の無償割当てをすることが相当かどうかについては、必ず特別委員会の判断を経ることになります。

[発動事由その1]

本プランに定める手続を遵守しない買付である場合(買付の内容を判断するために合理的に必要とされる時間が確保されない場合や情報の提供がなされない場合を含みます。)

[発動事由その2]

以下の各号のいずれかに該当する場合

- (a) 以下に掲げる行為等により、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある買付である場合

① 株式を買い占め、その株式につき当社又は当社

の関係者に対して高値で買取りを要求する行為

② 当社の経営を一時的に支配して、当社グループの重要な資産等を廉価に取得する等、当社の犠牲の下に買付者の利益を実現する経営を行うような行為

③ 当社グループの資産を買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為

④ 当社の経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって、一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って高値で売り抜ける行為

(b) 強圧的二段階買付(最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付を行うことをいいます。)等、株主に株式の売却を事実上強要するおそれのある買付である場合

(c) 買付の条件(対価の価額・種類、時期、方法の適法性、実現可能性等を含みます。)が当社の本源的価値に鑑み不十分又は不適当な買付である場合

(d) 当社の持続的な企業価値増大の実現のために必要不可欠な従業員、顧客、仕入先・協力会社、金融機関等の当社に係るステークホルダーとの関係を破壊し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する重大なおそれをもたらす買付である場合

(3) 本新株予約権の無償割当ての概要

本プランに基づき無償割当てをする本新株予約権の無償割当ての概要は以下のとおりです。

(a) 本新株予約権の数

本新株予約権の無償割当てに関する取締役会決

議(以下「本新株予約権無償割当て決議」といいます。))において別途定める一定の日(以下「割当期日」といいます。))における当社の最終の発行済株式総数(但し、同時点において当社の有する当社株式の数を控除します。))と同数とします。

(b) 割当対象株主

割当期日における最終の株主名簿に記載又は記録された当社以外の株主に対し、その有する当社株式1株につき本新株予約権1個の割合で、本新株予約権を割り当てます。

(c) 本新株予約権無償割当ての効力発生日

本新株予約権無償割当て決議において別途定める日とします。

(d) 本新株予約権の目的である株式の数

本新株予約権の目的である当社株式の数(以下「対象株式数」といいます。))は、原則として1株とします。

(e) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社株式1株当たりの価額は、1円を下限とし当社株式1株の時価の2分の1の金額を上限とする金額の範囲内で本新株予約権無償割当て決議において別途定める価額とします。なお、「時価」とは、本新株予約権無償割当て決議に先立つ90日間(取引が成立しない日を除きます。))の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の各日の終値の平均値(気配表示を含みます。))に相当する金額とし、1円未満の端数は切り上げるものとします。

(f) 本新株予約権の行使期間

本新株予約権無償割当て決議において別途定め

る日を初日(以下、かかる行使期間の初日を「行使期間開始日」といいます。))とし、原則として、1ヶ月間から6ヶ月間までの範囲で本新株予約権無償割当て決議において別途定める期間とします。

(g) 本新株予約権の行使条件

(I)特定大量保有者(注12)、(II)特定大量保有者の共同保有者、(III)特定大量買付者(注13)、(IV)特定大量買付者の特別関係者、(V)上記(I)ないし(IV)に該当する者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲り受けもしくは承継した者、又は、(VI)上記(I)ないし(V)に該当する者の関連者(注14)(以下、(I)ないし(VI)に該当する者を「非適格者」と総称します。))は、一定の例外事由(注15)が存する場合を除き、本新株予約権を行使することができません。

また、外国の適用法令上、本新株予約権の行使にあたり所定の手続が必要とされる非居住者も、原則として本新株予約権を行使することができません(但し、非居住者の保有する本新株予約権も、下記(i)項②のとおり、適用法令に従うことを条件として当社による当社株式を対価とする取得の対象となります。)。さらに、本新株予約権の行使条件を充足していること等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式による誓約書を提出しない者も、本新株予約権を行使することができません。

(h) 本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要します。

(i) 当社による本新株予約権の取得

①当社は、行使期間開始日の前日までの間いつで

も、当社が本新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合、当社取締役会が定める日が到来することをもって、全ての本新株予約権を無償で取得することができるものとします。

- ②当社は、当社取締役会が定める日の到来することをもって、非適格者以外の者が有する本新株予約権のうち当該当社取締役会が定める日の前日までに未行使のもの全てを取得することができるものとし、これと引換えに、本新株予約権1個につき対象株式数に相当する数の当社株式を交付することができます。また、かかる取得がなされた日以降に、本新株予約権を有する者のうちに非適格者以外の者が存在すると当社取締役会が認める場合(注16)、上記の取得がなされた日より後の当社取締役会が定める日が到来することをもって、当該者の有する本新株予約権のうち当該当社取締役会が定める日の前日までに未行使のもの全てを取得することができるものとし、これと引換えに、本新株予約権1個につき対象株式数に相当する数の当社株式を交付することができるものとし、その後も同様とします。

(j) その他

上記に定めるほか、本新株予約権の内容の詳細は、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

(4) 本更新に係る手続

本更新については、本定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただくことを条件とします。

(5) 本プランの有効期間

本プランの有効期間は、本定時株主総会の終結の時

から本定時株主総会終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終の事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとします。

(6) 本プランの廃止、修正及び変更

本更新後、有効期間の満了前であっても、当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。また、当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、本プランに関する法令、金融商品取引所の規程等の新設又は改廃が行われ、かかる新設又は改廃を反映することが適切である場合、誤字脱字等の理由により字句の修正を行うことが適切である場合、又は当社株主に不利益を与えない場合等本プランの趣旨に反しない場合、特別委員会の承認を得た上で、本プランを変更することができます。

(7) 法令の改正等による修正

本プランで引用する法令の規定は、平成27年5月14日現在施行されている規定を前提としているものであり、同日以後、法令の新設又は改廃により、上記各項に定める条項ないし用語の意義等に修正を加える必要が生じた場合、当該新設又は改廃の趣旨を考慮の上、上記各項に定める条項ないし用語の意義等を適宜合理的な範囲内で読み替えることができるものとします。

株主総会参考書類

- (注1) 金融商品取引法第27条の23第1項に定義されます。以下別段の定めがない限り同じとします。
- (注2) 金融商品取引法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます(当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。)。以下同じとします。
- (注3) 金融商品取引法第27条の23第4項に定義されます。以下同じとします。
- (注4) 金融商品取引法第27条の2第1項に定義されます。
- (注5) 金融商品取引法第27条の2第6項に定義されます。以下同じとします。
- (注6) 金融商品取引法第27条の2第8項に定義されます。以下同じとします。
- (注7) 金融商品取引法第27条の2第7項に定義されます(当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。)。但し、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。以下同じとします。
- (注8) 特別委員会規定の概要は以下のとおりです。
- ・特別委員会は、本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施、本新株予約権の無償割当ての中止又は本新株予約権の無償取得、その他本プランに関して当社取締役会が判断すべき事項のうち当社取締役会が特別委員会に諮問した事項その他所定の事項について決定等を行う。
 - ・特別委員会を組織する構成員(以下「特別委員会委員」という。)は、3名以上とし、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、(i)当社社外取締役、(ii)当社社外監査役及び(iii)社外の有識者のいずれかに該当する者の中から、当社取締役会が選任する。
 - ・特別委員会委員の任期は、原則として、本総会終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。但し、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りではない。また、当社社外取締役又は当社社外監査役であった特別委員会委員が、取締役又は監査役でなくなった場合(再任された場合を除く。)には、特別委員会委員としての任期も同時に終了する。
 - ・特別委員会の決議は、原則として、特別委員会の委員全員が出席(会議電話及びテレビ電話による出席を含む。)し、その過半数をもってこれを行う。
- (注9) 金融商品取引法第27条の23第5項に規定される共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます(当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。)。以下同じとします。
- (注10) 金融商品取引法施行令第9条第5項に定義されます。
- (注11) 買付者がファンドの場合は、各組員その他の構成員について①に準じた情報を含みます。
- (注12) 原則として、当社が発行者である株券等の保有者で、当該株券等に係る株券等保有割合が20%以上である者(当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。))をいいます。但し、当社による自己株式の取得その他の理由により、自己の意思によることなく、上記に該当することになった者である旨当社取締役会が認めた者(但し、その後、自己の意思により当社の株券等を新たに取得した場合を除く。)、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値又は株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める所定の者は、特定大量保有者に該当しないものとします。以下同じとします。
- (注13) 原則として、公開買付けによって当社が発行者である株券等(金融商品取引法第27条の2第1項に定義されます。以下本脚注において同じとします。)の買付け等(同法第27条の2第1項に定義されます。以下本脚注において同じとします。)を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有(これに準ずるものとして金融商品取引法施行令第7条第1項に定める場合を含みます。))に係る株券等の株券等所有割合がその者の特別関係者の株券等所有割合と合計して20%以上となる者(当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます。))をいいます。但し、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値又は株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める所定の者は、特定大量買付者に該当しないものとします。以下同じとします。
- (注14) ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配されもしくはその者と共同の支配下にある者(当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。)、又はその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいいます。なお、「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」(会社法施行規則第3条第3項に定義されます。))をいいます。
- (注15) 具体的には、(x)買付者が本新株予約権無償割当て決議後に買付を中止もしくは撤回又は爾後買付を実施しないことを誓約するとともに、買付者その他の非適格者が当社が認める証券会社に委託して当社株式を処分した場合で、かつ、(y)買付者の株券等保有割合(但し、株券等保有割合の計算にあたっては、買付者やその共同保有者以外の非適格者についても当該買付者の共同保有者とみなして算定を行うものとし、また、非適格者の保有する本新株予約権のうち行使条件が充足されていないものは除外して算定するものとします。))として当社取締役会が認めた割合(以下「非適格者株券等保有割合」といいます。))が(i)当該買付の前における非適格者株券等保有割合又は(ii)20%のいずれか低い方を下回っている場合は、当該処分を行った買付者その他の非適格者は、当該処分がなされた株式の数に相当する株式の数を目的とする本新株予約権につき、当該下回る割合の範囲内で行使することができることなどが例外事由として定められることが予定されています。なお、かかる非適格者による本新株予約権の行使の条件及び手続等の詳細については、別途当社取締役会が定めるものとします。
- (注16) 例えば、当初、特定大量買付者の特別関係者であった者が、本プランの発動の後に、当該特定大量買付者との関係を解消し、非適格者に該当しないこととなった場合等が考えられます。

以上

別紙

特別委員会委員略歴

柏木 昇 (昭和17年2月3日生)

昭和40年 4月	三菱商事株式会社入社
昭和59年 1月	米国三菱商事ニューヨーク本店法務審査部次長
昭和63年 1月	三菱商事株式会社本社法務部部长代行
平成 5年 8月	東京大学法学部比較法政国際センター教授
平成15年 4月	中央大学法学部教授
平成15年 6月	東京大学名誉教授 現在に至る
平成16年 4月	中央大学法科大学院(法務研究科)教授
平成23年 6月	公益財団法人民事紛争処理研究基金理事長 現在に至る
平成24年 6月	当社社外取締役 現在に至る

北本 功 (昭和18年1月22日生)

昭和41年 4月	特殊法人日本放送協会入局
平成 3年 6月	同協会パリ支局長
平成 7年 6月	株式会社NHKエンタープライズ21取締役
平成 9年 6月	同協会国際放送局次長
平成11年10月	財団法人NHKインターナショナル理事
平成17年10月	株式会社NHKエンタープライズ特別主幹
平成19年 6月	当社社外監査役 現在に至る
平成20年 5月	株式会社NHKエンタープライズ エグゼクティブプロデューサー
平成20年12月	株式会社日本国際放送専門委員 現在に至る

鳥井 弘之 (昭和17年7月17日生)

昭和44年 4月	日本経済新聞社入社
昭和62年 4月	同社論説委員、日経産業消費研究所研究部長
平成14年 1月	東京大学先端科学技術研究センター客員教授
平成14年 3月	日本経済新聞社嘱託論説委員
平成14年 4月	東京工業大学原子炉工学研究所教授
平成20年 9月	独立行政法人科学技術振興機構JST事業主幹 現在に至る
平成22年 6月	当社社外監査役 現在に至る

宮島 司 (昭和25年8月23日生)







昭和55年 4月	慶應義塾大学法学専任講師
昭和56年 4月	フランス・レンヌ大学訪問研究員
平成 2年 4月	慶應義塾大学法学部教授 現在に至る
平成 2年 8月	サンパウロ法科大学客員教授
平成15年 2月	司法試験第二次試験考査委員
平成15年 4月	弁護士登録 第二東京弁護士会所属 現在に至る
平成16年 4月	慶應義塾大学大学院法務研究科教授
平成18年 6月	当社特別委員会委員 現在に至る
平成21年 4月	株式会社ヒューリック社外取締役 現在に至る
平成23年 6月	大日本印刷株式会社独立委員会委員 現在に至る
平成25年10月	独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構 資産処分審議会会長 現在に至る
平成26年 6月	大日本印刷株式会社社外取締役 現在に至る
平成26年 6月	株式会社ミクニ社外監査役 現在に至る

以 上

1. 企業集団の現況に関する事項

[1] 事業の経過およびその成果

○平成27年3月期実績

連結受注高	3,055億67百万円 (前年同期比10.4%増)	
連結売上高	2,672億84百万円 (前年同期比10.5%増)	
連結営業利益	148億83百万円 (前年同期比18.5%増)	
連結経常利益	157億83百万円 (前年同期比19.6%増)	
連結当期純利益	98億10百万円 (前年同期比26.7%増)	
R O E	9.6% (前年同期8.6%)	

当連結会計年度における世界の経済は、中国や新興国の多くで景気が減速するとともに、欧州経済も停滞が続いています。一方、米国経済の回復トレンドは続いており、わが国の経済も消費税引き上げに伴う影響が限定的なものにとどまり、円安・原油安などによって、緩やかに持ち直しつつあります。

当業界におきましては、国内外でeコマース関連需要が伸びるとともに、わが国では人手不足による自動化設備のニーズが増えています。

このような環境のもと、当社グループの業績は受注高、売上高が過去最高を更新するなど、順調に進捗し、5年連続の増収増益となりました。

受注は、一般製造業や流通業向けシステムの海外案件が伸び、北米では平成25年10月からグループ入りしているWYNRIGHT CORPORATION（以下、ウィンライト社）、韓国ではeコマースや化粧品大型案件などが貢献しました。また、北米自動車工場の需要が底堅かったことに加え、年度後半の台湾での半導体や液晶工場向けシステム大型案件の相次ぐ受注も寄与しました。

売上は、北米の一般製造業や流通業向けシステムおよび自動車工場向けシステム、中国の液晶工場向けシステムなどが好調でした。

この結果、当連結会計年度の受注高は3,055億67百万円(前年同期比10.4%増)、売上高は2,672億84百万円(同10.5%増)を計上しました。

事業報告

利益につきましては、ダイフク単体の収益性が高かったこと、コンテックの好調な販売、北米やアジアの自動車・半導体・液晶工場向けシステム関連の海外子会社の堅調な業績が寄与しました。

この結果、営業利益は148億83百万円(同18.5%増)、経常利益は支払利息の減少などにより157億83百万円(同19.6%増)、当期純利益は特別損失や法人税率引き下げに伴う法人税等調整額増加の影響はあったものの、好調な業績により98億10百万円(同26.7%増)となりました。

□主要製品



一般製造業・流通業向け
FA&DA (Factory & Distribution Automation)



半導体・液晶生産ライン向けシステム
eFA (e-Factory Automation)



自動車生産ライン向けシステム
AFA (Automotive Factory Automation)

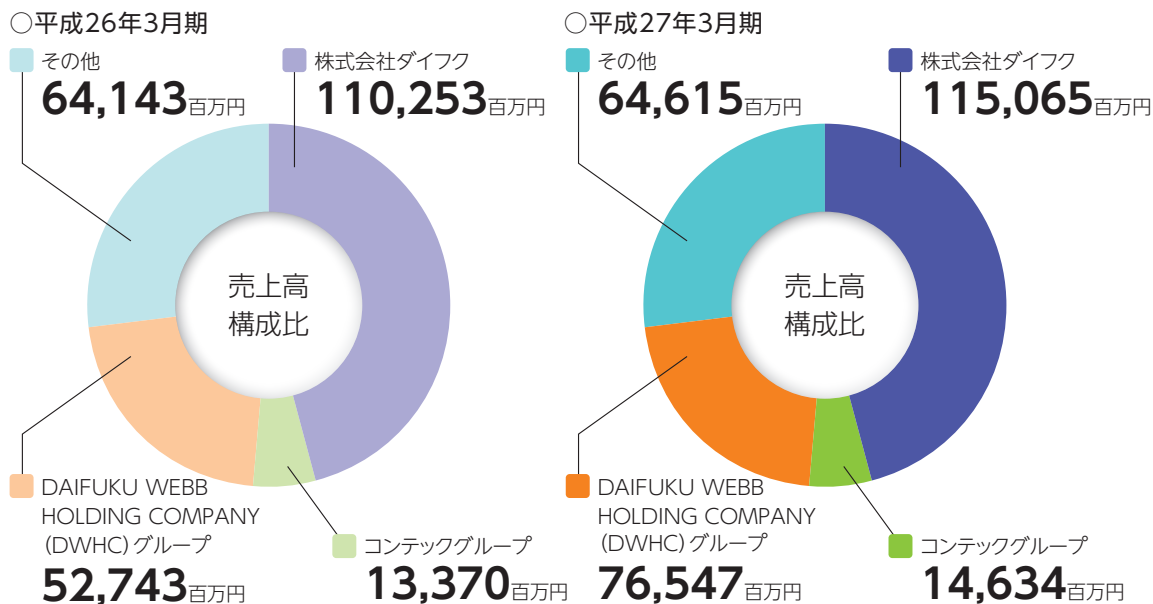


空港向け手荷物搬送システム
ABH (Airport Baggage Handling)

セグメント別概況

セグメントごとの状況は次の通りであります。受注・売上は外部顧客への受注高・売上高、セグメント利益は当期純利益を記載しております。

●セグメント別売上高

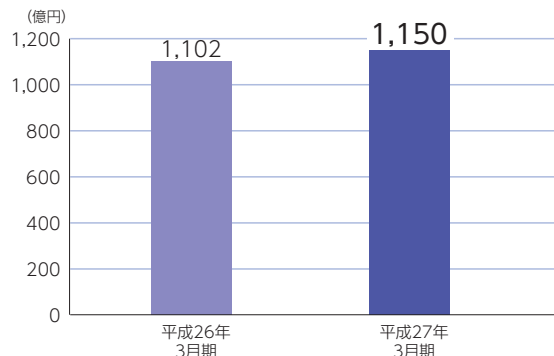


報告セグメント	概要
ダイフク	マテリアルハンドリングシステム・機器、洗車機などの製造販売の中核
コンテック	産業用パソコン・インターフェイスボードなどの製造販売
DWHC	北米の事業を統括 <div style="text-align: center;"> </div>
その他	上記以外の海外および国内子会社

株式会社ダイフク



●売上高



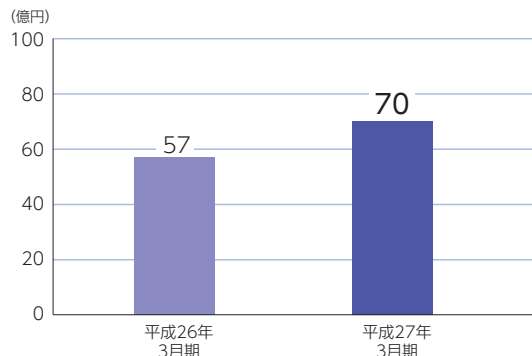
【受注】

主力の一般製造業や流通業向けシステムは、流通、医薬品、食品業界などの大型案件が堅調に推移するとともに、韓国のeコマースや化粧品大型案件も寄与しました。

半導体・液晶工場向けシステムは、半導体の微細化加工、テレビの大画面化、スマートフォンやタブレットの高精細化需要により、米国やアジアとともに順調に推移しました。

自動車生産ライン向けシステムは、ロシア・ブラジルなどの新興国案件、国内のサービスや小規模改造案件が堅調に推移したことに加え、部品物流システムでも成果が上がり始めました。

●セグメント利益



【売上】

一般製造業や流通業向けシステムは、食品や医薬品卸、eコマース、スーパー、生協向けが堅調に推移しました。

半導体・液晶工場向けシステムは、米国・アジア各国で堅調に推移しました。

自動車生産ライン向けシステムは、国内や新興国を中心に推移しました。

洗車機はサービスステーション業界向けが堅調に推移しました。

【利益】

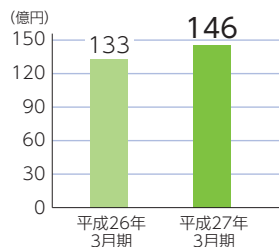
生産面での原価改善が全般的に定着・進展していること、第4四半期連結会計期間において生産量が多く収益性が高まったことなどが奏功しました。

この結果、受注高は1,370億12百万円(前年同期比16.7%増)、売上高は1,150億65百万円(同4.4%増)、セグメント利益は70億41百万円(同22.2%増)となりました。

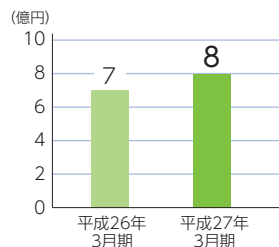
コンテックグループ



●売上高



●セグメント利益



産業用コンピュータ製品

日本市場は、企業の設備投資需要に支えられ、産業用パソコンやセットアップパソコンの販売が好調に推移しました。また、米国市場も、医療機器業界向けの製品販売が堅調に推移しました。

計測制御製品

自動車関連メーカーの設備投資が増加していることに伴い、生産設備向けの計測制御用ボードの販売が堅調に推移しました。

ネットワーク製品

教育現場向けの無線LAN製品としてFLEXLAN ZCシリーズの販売を開始するなど、新たな市場の開拓に努めました。

ソリューション製品

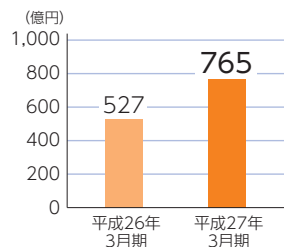
病院向けのベッドサイド情報システムや自動車業界向けの生産管理システム等の拡販に努めましたが、電力会社が太陽光発電エネルギーの接続回答を一時保留した影響を受けて太陽光発電計測システムの販売が減少しました。

この結果、受注高は153億74百万円(前年同期比3.7%増)、売上高は146億34百万円(同9.5%増)、セグメント利益は8億45百万円(同16.2%増)となりました。

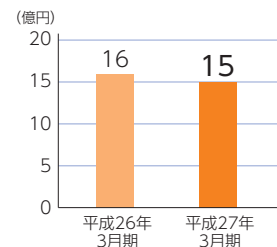
DAIFUKU WEBB HOLDING COMPANY (DWHC) グループ



●売上高



●セグメント利益



一般製造業や流通業向けシステムでは、平成25年10月に買収したウィンライト社が大きく貢献しました。食品や衣料品、デパート向けなどで大型案件を受注しました。同システムの生産・販売体制は、ウィンライト社への集約統合を終えており、今後は一層のシナジーを追求します。

半導体メーカー向けシステムは、窒素パージストッカーなどの売上が好調でした。

自動車生産ライン向けシステムの受注・売上は、北米自動車市場の活況を受け、デトロイトスリー向け・日系向けともに、新規案件・サービスが好調に推移しました。

空港手荷物搬送システムの受注は回復傾向にあり、不採算案件も一巡しつつあります。

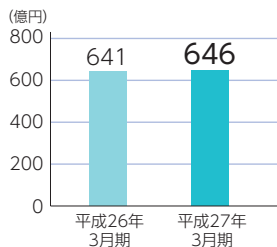
この結果、受注高は757億25百万円(前年同期比0.7%増)、売上高は765億47百万円(同45.1%増)、セグメント利益は15億54百万円(同7.5%減)となりました。

なお、平成27年1月、DAIFUKU WEBB HOLDING COMPANYは北米地域の事業をさらに進展させるため、社名をDAIFUKU NORTH AMERICA HOLDING COMPANYに変更しています。

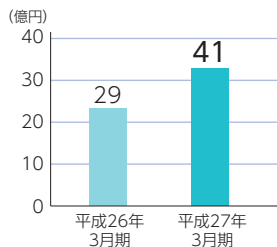
その他



●売上高



●セグメント利益



「その他」は、当社グループを構成する連結子会社61社のうち、上記コンテックグループ、DWHCグループ以外の国内外の子会社です。

主なものとしては、国内では、洗車機やボウリング関連製品の販売を行う株式会社ダイフクプラスモアなどがあります。

主要な海外現地法人には、大福(中国)有限公司、台湾大福高科技設備股份有限公司、DAIFUKU KOREA CO., LTD.、CLEAN FACTOMATION, INC.(韓国)、DAIFUKU (THAILAND) LTD.などがあり、主にマテリアルハンドリングシステム・機器の製造・販売を行っています。各社とも、グローバルな最適地生産・調達体制の一翼を担い、国外への輸出も増やしています。

中国では、液晶パネル工場向けの受注が活発なほか、自動車工場向け売上也堅調に推移しました。一般製造業や流通業向けシステムでは、外資系自動車会社の大型パーツセンター、医薬品や医薬品卸、食品の大型案件を受注しました。

台湾は、大型プロジェクトが続く中国液晶工場向け生産の一翼を担う一方、台湾国内の液晶工場向けの受注も増加しました。

韓国では、半導体メーカー向けシステムの受注が好調でした。自動車工場向けシステムの、改造工事などを着実に受注する一方、流通業向けの需要が増えております。

タイ、インドネシア、マレーシア、シンガポールでは景況感が好転せず、受注は伸び悩みましたが、東南アジアの将来性に鑑み、現地体制を強化しつつ展示会などを通じて認知度を高め、集積が進んだ自動車工場の改造、食品や飲料の低温物流などの設備投資需要を取り込んでいます。

ニュージーランドでは、オセアニアとアジアで空港手荷物搬送システムを扱うBCS GROUP LIMITED(以下、BCS社)の買収手続を平成26年12月末に完了し、同社グループ12社を貸借対照表のみ連結しました。今後は、北米、欧州のグループ会社との連携を深めて、同システムの拡大・収益性向上を図ってまいります。

この結果、受注高はBCS社の受注残も含めて774億55百万円(前年同期比11.5%増)、売上高は646億15百万円(同0.7%増)、セグメント利益は41億27百万円(同38.8%増)となりました。

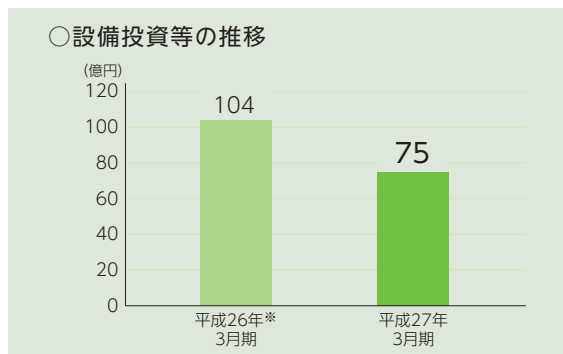


BCS社の無人チェックインシステム

[2] 設備投資等の状況

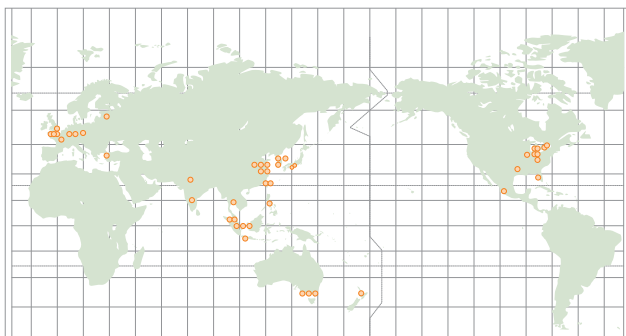
当社グループが、当連結会計年度中において実施いたしました設備投資等の額は、75億32百万円であります。

主として関係会社の取得により、のれんを計上したことによるものです。



*滋賀県最大級のメガソーラー太陽光発電設備を滋賀事業所内に建設

■世界に広がる当社グループ



[3] 資金調達の状況

上記設備投資等にかかる資金は、自己資金で賄いました。

[4] 対処すべき課題

(1) 中期経営計画の概要

当社は、中期経営計画をベースとした持続的成長路線を歩むことで、世界一、二を争うマテリアルハンドリングメーカー、システムインテグレーターに成長いたしました。平成27年3月期は、3年ぶりに売上高世界一の座に就いています(米国Modern Materials Handling誌2015年4月号)。

平成26年3月期からスタートした4カ年中期経営計画「Value Innovation 2017」(以下、中計)は、経営理念を以下のように定めています。

- ①最適・最良のソリューションを提供し、世界に広がるお客さまと社会の発展に貢献する。
- ②自由闊達な明るい企業風土のもと、健全で成長性豊かなグローバル経営に徹する。

中計により、当社グループはマテリアルハンドリングの総合メーカーとして培った実績と経験を活かし、世界各地のお客さまに最適なソリューションを提供する「バリューイノベーション企業」へ進化することを目指しています。

(2) 中期経営計画の課題

中計では、平成29年3月期の連結売上高2,800億円、営業利益率7%を主な経営目標としていましたが、売上高は平成28年3月期に3,200億円と、1年前倒しで中計達成が見込まれます。

最終年度の平成29年3月期の目標は、売上高3,400億円、営業利益210億円に修正しました。営業利益は、売上高が策定時の想定以上に伸びたことを踏まえ、率ではなく過去最高利益額(平成20年3月期206億円)の更新を目指します。また、新たにROE(自己資本純利益率)を目標に加えました。過去4年間のROEは、1.6%、5.6%、8.6%、9.6%と順調に向上しており、まず、安定的に10%を維持できる収益力と財務体質を構築します。このほか、1株当たり配当金の持続的成長と中長期的連結配当性向30%、発行済み転換社債の株式転換による自己資本の充実と格付向上、1株当たり利益の増加を図ります。

中計の目標で60%としていた連結海外売上高比率は、円安との相乗効果もあり既に65%に達し、さらに70%を目指しています。

これは、主に「一般製造業・流通業向けシステムを海外で大きく伸ばす」という中計最大のテーマが順調に進捗しているためです。ポテンシャルが元々大きい北米市場での積極的企業買収、アジアの経済成長に伴う食品・薬品などの消費者向け製造業、流通業の需要拡大が寄与しています。世界的に進展するeコマースも、新たな成長ドライバーとなっています。

一般製造業・流通業向けシステムに加え、すべてのモノやサービスがインターネットにつながるIoT(Internet of Things)の進展で半導体や液晶など電子デバイス需要が伸びること、北米自動車市場が好調であることも、追い風となっています。

売上に対し、利益面は課題があります。特に、海外の利益率改善が重要です。このため、

- ①近年、傘下に収めた海外企業の経営効率や生産性向上、プロジェクト管理の徹底、シナジーの追及
- ②東南アジアでの一般製造業・流通業向けシステム販売、生産体制確立

などに取り組みます。

国内では、大幅なコストダウンを推進する“構造改革”が奏功し、当社グループの収益性向上の原動力になりました。今後も構造改革の手を緩めず、既存事業を底上げします。

一方、新製品・新規事業・新ビジネスモデル具現化のため、開発強化、IoT活用に注力し、中計期間中だけでなく、その後も成長を維持するための基盤とします。

サービスも、当社グループの重要な収益源です。連結売上高増大に伴い、中計最終年度のサービス売上高比率は当初計画どおりの25%超の見込みですが、リニューアル提案や他社との協業などで、サービス全体の領域拡充を図ります。

(3) CSR経営の推進

当社は、企業の社会的責任を重視し、以下の施策に取り組んでいます。

- ①国連グローバルコンパクトへの署名
- ②中長期的指針「ダイフクのCSR」策定
- ③ダイフクエコプロダクツの認定

また、当社は「無事故、無災害を守りながら、納期どおりに立ち上げる」という安全文化を育ててきました。地震や洪水などの災害時での誠実で迅速な復旧等の対応も、お客さまから高い評価を得ています。

長年培った良きDNAを進化させ、高いブランド力として結実させて世界に広げることも、当社の重要な課題と考えています。進出先の国々や新たに当社グループに加わった企業との融合・経営統合のため、

グローバル人材育成、外国人や女性の登用に注力します。加えて、本年6月から適用予定の「コーポレートガバナンス・コード」の精神を真摯に討議して、企業価値増大に役立ててまいります。

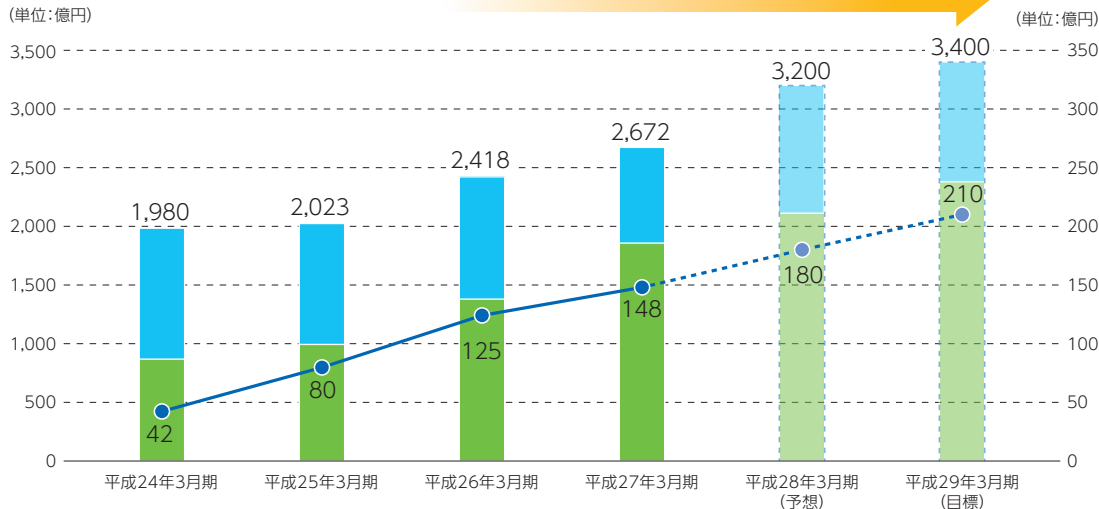
当社は、平成29年5月に創立80周年を迎えます。この間、時代の流れに合った新しい事業に果敢に挑戦し、社会・経済情勢の激動の波を乗り切ってきました。今後も、健全な持続的成長を継続し、揺るぎない世界ナンバーワン・マテリアルハンドリング企業を目指します。

株主の皆さまにおかれましては、今後とも格別のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

● 中期経営計画の推移

■ 連結売上高 ■ 海外売上高 ● 営業利益

(単位:億円)



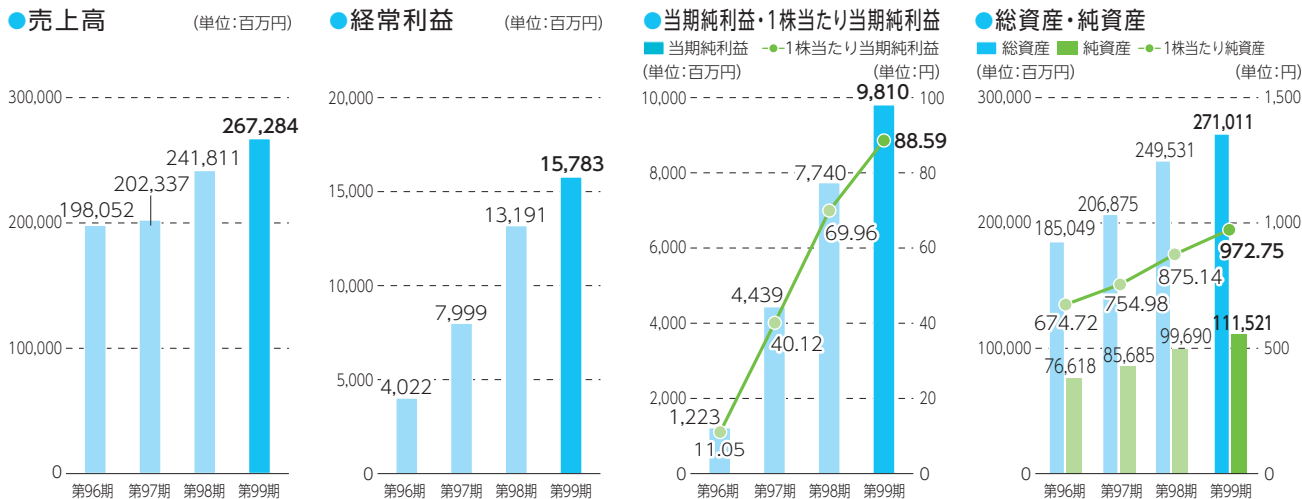
[5] 財産および損益の状況の推移

(1) 企業集団の財産および損益の状況の推移

区 分		平成23年度(第96期) (平成23年4月1日から 平成24年3月31日まで)	平成24年度(第97期) (平成24年4月1日から 平成25年3月31日まで)	平成25年度(第98期) (平成25年4月1日から 平成26年3月31日まで)	平成26年度(第99期) 当連結会計年度 (平成26年4月1日から 平成27年3月31日まで)
受注高		195,217百万円	210,990百万円	276,831百万円	305,567百万円
売上高		198,052百万円	202,337百万円	241,811百万円	267,284百万円
経常利益		4,022百万円	7,999百万円	13,191百万円	15,783百万円
当期純利益		1,223百万円	4,439百万円	7,740百万円	9,810百万円
総資産額		185,049百万円	206,875百万円	249,531百万円	271,011百万円
純資産額		76,618百万円	85,685百万円	99,690百万円	111,521百万円
1株 当たり	純資産額	674円72銭	754円98銭	875円14銭	972円75銭
	当期純利益	11円05銭	40円12銭	69円96銭	88円59銭

(注) 1. 売上高には、消費税等が含まれておりません。

2. 平成25年度より「信託型従業員持株インセンティブ・プラン(E-Ship)」の導入に伴い、野村信託銀行株式会社(ダイフク従業員持株会専用信託口)が保有する当社株式を、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益の算定上控除する自己株式数に含めております。



(2) 当社の財産および損益の状況の推移

区分	平成23年度(第96期) (平成23年4月1日から 平成24年3月31日まで)	平成24年度(第97期) (平成24年4月1日から 平成25年3月31日まで)	平成25年度(第98期) (平成25年4月1日から 平成26年3月31日まで)	平成26年度(第99期) 当事業年度 (平成26年4月1日から 平成27年3月31日まで)
受注高	132,903百万円	126,143百万円	143,993百万円	159,924百万円
売上高	132,861百万円	133,344百万円	137,283百万円	136,192百万円
経常利益	3,380百万円	8,459百万円	9,207百万円	10,744百万円
当期純利益	1,886百万円	5,603百万円	5,761百万円	7,041百万円
総資産額	149,858百万円	158,636百万円	163,861百万円	170,051百万円
純資産額	66,837百万円	72,293百万円	77,461百万円	84,025百万円
1株当たり				
純資産額	604円02銭	653円36銭	700円00銭	758円23銭
当期純利益	17円05銭	50円64銭	52円07銭	63円58銭
株式総数	113,671千株	113,671千株	113,671千株	113,671千株

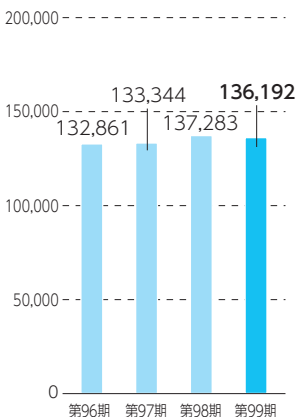
(注) 1. 売上高には、消費税等が含まれておりません。

2. 1株当たり当期純利益は、期中平均株式数に基づいて算出しております。

3. 平成25年度より「信託型従業員持株インセンティブ・プラン(E-Ship)」の導入に伴い、野村信託銀行株式会社(ダイフク従業員持株会専用信託口)が保有する当社株式を、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益の算定上控除する自己株式数に含めております。

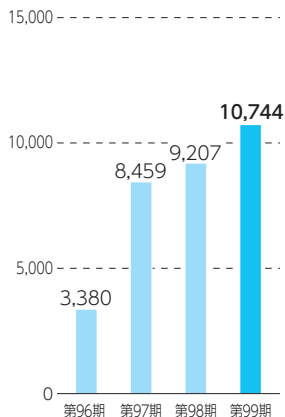
●売上高

(単位:百万円)



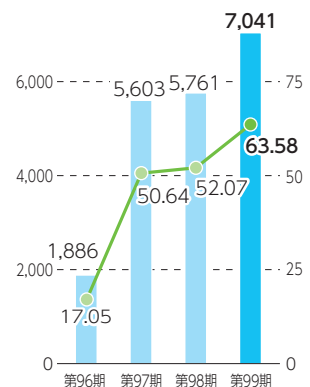
●経常利益

(単位:百万円)



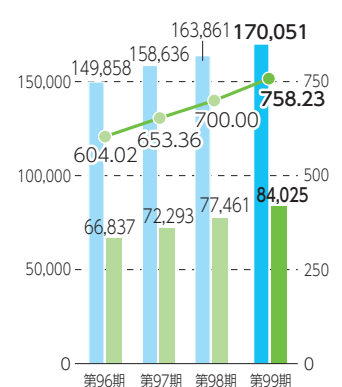
●当期純利益・1株当たり当期純利益

(単位:百万円) (単位:円)



●総資産・純資産

(単位:百万円) (単位:円)



[6] 重要な親会社および子会社の状況 (平成27年3月31日現在)

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社コンテック	百万円 1,119	60.7%	コンピュータ、周辺機器およびソフトウェアの製造・販売・アフターサービス
DAIFUKU WEBB HOLDING COMPANY	米ドル 2,010	100.0%	物流システム等の製造・販売およびアフターサービス

- (注) 1. 当社の連結子会社は上記2社を含め61社、持分法適用会社は2社であります。
 2. 平成27年1月1日付で、米国法人「DAIFUKU WEBB HOLDING COMPANY」は「DAIFUKU NORTH AMERICA HOLDING COMPANY」へ社名変更いたしました。同社は、「DAIFUKU AMERICA CORPORATION」「JERVIS B. WEBB COMPANY」「WYNRIGHT CORPORATION」「ELITE LINE SERVICES, INC.」を事業会社として傘下におく統括会社であります。

[7] 主要な事業内容 (平成27年3月31日現在)

当企業集団は搬送・保管・仕分け・ピッキングシステム、物流機器、電子機器等の製造・販売を主な事業とし、これに付帯する事業を営んでおります。

主要製品は次のとおりであります。

区分	主要製品	
搬送システム	コンベヤシステム	チェンコンベヤシステム、チェンレス搬送システム、コンベイングフローシステム
	モノレールシステム	ラムラン、スペースキャリア、グリーンウェイ
	コンベヤ付帯装置	エンジンテストベンチ、各種自動化装置
	無人搬送車	FAV、FAC、ソーティングトランスビーグル
	空港手荷物搬送システム	コンベヤシステム、チルトトレーソーター、バゲージトレイシステム
仕分け・ピッキングシステム	仕分けシステム	サーフィンソーター、サーフィンソーターミニ
	ピッキングシステム	デジタルピッキングシステム、ピッキングカートシステム
保管システム	立体自動倉庫	ラックビルシステム、コンパクトシステム、ファインストッカー
	移動棚 / 流動棚	移動ラック、シャトルラック
	回転ラック	バーチカルカルーセル、ホリゾンタルカルーセル
物流機器	ラック	ニューグッラック、グッセルフ、ピックウェイ、グラビティカート
	ボックスパレット	カーゴテナー
	その他の機器	レベルカート、ピックカート
電子機器	インターフェイスボード、産業用パソコン、ネットワーク関連機器	
その他	省エネ・環境関連ソリューション	
	洗車機、ボウリング場向け設備・用品	

[8] 主要な営業所および工場（平成27年3月31日現在）

当 社

名称	所在地	名称	所在地
本 社(本店)	大阪府大阪市	滋賀事業所(工場)	滋賀県蒲生郡
小牧事業所	愛知県小牧市	東京支店	東京都港区
北海道支店	北海道札幌市	東北支店	宮城県仙台市
新潟支店	新潟県新潟市	北関東支店	埼玉県草加市
藤沢支店	神奈川県藤沢市	名古屋支店	愛知県小牧市
静岡支店	静岡県掛川市	北陸支店	石川県金沢市
東海支店	愛知県豊田市	大阪支店	大阪府大阪市
中国支店	広島県安芸郡	九州支店	佐賀県鳥栖市

国内子会社

名称	所在地
株式会社コンテック	大阪府大阪市
株式会社ダイフクプラスモア	東京都港区

海外子会社

名称	所在地
DAIFUKU NORTH AMERICA HOLDING COMPANY	米国
DAIFUKU EUROPE LTD.	英国
DAIFUKU MECHATRONICS (SINGAPORE) PTE. LTD.	シンガポール
DAIFUKU CANADA INC.	カナダ
台湾大福高科技設備股份有限公司	台湾
DAIFUKU (THAILAND) LTD.	タイ
DAIFUKU KOREA CO., LTD.	韓国
CLEAN FACTOMATION, INC.	韓国
大福(中国)有限公司	中国
BCS GROUP LIMITED	ニュージーランド

[9] 従業員の状況 (平成27年3月31日現在)

①企業集団の状況

従業員数 7,746名

②当社の状況

区 分	男 性	女 性	合計または平均
従業員 (前期末比増減)	2,068名 (56名増)	229名 (2名増)	2,297名 (58名増)
平均年齢	42.1歳	39.7歳	41.9歳
平均勤続年数	16.8年	14.9年	16.6年

- (注) 1. 上記には出向社員180名(男性151名、女性29名)を含んでおりません。
 2. 上記には他社から当社への受入出向者17名(男性17名)を含んでおります。
 3. 上記従業員の他に、臨時従業員322名(期中平均人員)を雇用しております。

[10] 主要な借入先 (平成27年3月31日現在)

借 入 先	借 入 金 残 高 (百万円)
株式会社みずほ銀行	10,275
株式会社三井住友銀行	2,350
株式会社三菱東京UFJ銀行	2,490

2. 会社の株式に関する事項(平成27年3月31日現在)

[1] 発行可能株式総数 250,000,000株

[2] 発行済株式の総数 113,671,494株
(自己株式2,593,107株を含む)

[3] 株主数 12,944名
(注) 株主数は、前期末に比べ2,958名増加しました。

[4] 大株主

株主名	持株数(千株)	持株比率(%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	5,890	5.3
株式会社みずほ銀行	5,490	4.9
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	5,432	4.9
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE 15PCT TREATY ACCOUNT	4,134	3.7
株式会社三井住友銀行	4,080	3.7
ダイフク取引先持株会	3,949	3.6
株式会社三菱東京UFJ銀行	3,833	3.5
日本土地建物株式会社	3,207	2.9
日本生命保険相互会社	2,745	2.5
ダイフク従業員持株会	1,873	1.7

(注) 1. 当社は、自己株式2,593,107株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。
2. 持株比率の計算上、野村信託銀行株式会社(ダイフク従業員持株会専用信託口)が保有する260,600株を含めて計算しております。

[5] その他株式に関する重要な事項

当社は、当社従業員に対する当社の中長期的な企業価値向上へのインセンティブ付与、福利厚生の拡充、および株主としての資本参加による従業員の勤労意欲高揚を通じた当社の恒常的な発展を促すことを目的として、「信託型従業員持株インセンティブ・プラン(E-Ship)」(本プラン)を導入しております。本プラン導入に伴い、平成26年1月9日付で、野村信託銀行株式会社(ダイフク従業員持株会専用信託口)に対して451,000株の自己株式を、総額573百万円で第三者割当により処分しております。なお、野村信託銀行株式会社(ダイフク従業員持株会専用信託口)の平成27年3月31日現在の保有株式数は、260,600株であります。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

[1] 当事業年度の末日において取締役および監査役が保有する職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

該当事項はありません。

[2] 当事業年度中に従業員等に職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

該当事項はありません。

[3] その他新株予約権等に関する重要な事項

平成25年9月12日開催の取締役会決議に基づき発行した2017年満期円貨建転換社債型新株予約権付社債に付された新株予約権の概要は次のとおりであります。

発行日	平成25年10月2日
新株予約権の総数	3,000個
目的となる株式の種類及び数	普通株式 10,680,717株
転換価額	1株につき1,404.4円
行使期間	平成25年10月16日から平成29年9月15日
新株予約権付社債の残高	150億円

(注) 平成26年5月14日取締役会決議による剰余金配当の増額に伴い、転換価額調整条項に従い、転換価額が1,406円から1,404.4円に調整されました。

4. 会社役員に関する事項

[1] 取締役および監査役の氏名等 (平成27年3月31日現在)

地 位	氏 名	担当または重要な兼職の状況
代表取締役社長 社長執行役員	北 條 正 樹	経営全般、北米地域統括
代表取締役副社長 副社長執行役員	小 林 史 男	経営全般、欧州地域統括
代表取締役副社長 副社長執行役員	猪 原 幹 夫	管理統轄、国内子会社統括
代表取締役副社長 副社長執行役員	田 中 章 夫	事業統轄、アジア地域統括、構造改革担当
取 締 役 専 務 執 行 役 員	森 屋 進	eFA事業部門長、小牧事業所長
取 締 役 専 務 執 行 役 員	本 田 修 一	グローバル戦略企画室長、本社部門長、ICT担当
取 締 役 常 務 執 行 役 員	井 上 正 義	LSP事業部門長
取 締 役 常 務 執 行 役 員	平 本 孝	技術・開発本部長、ABH事業担当、滋賀事業所長
取 締 役 常 務 執 行 役 員	岩 本 英 規	AFA事業部門長、AFA事業部門営業本部長
取 締 役	柏 木 昇	公益財団法人民事紛争処理研究基金理事長
取 締 役	小 澤 義 昭	桃山学院大学経営学部教授
常 勤 監 査 役	黒 坂 達 二 郎	
常 勤 監 査 役	木 村 義 久	
監 査 役	内 田 晴 康	森・濱田松本法律事務所パートナー 大日本住友製薬株式会社社外監査役 サントリー食品インターナショナル株式会社社外監査役
監 査 役	北 本 功	株式会社日本国際放送専門委員
監 査 役	鳥 井 弘 之	独立行政法人科学技術振興機構JST事業主幹

- (注) 1. 取締役 岩本英規氏、小澤義昭氏の2名は平成26年6月26日開催の第98回定時株主総会においてあらたに選任され、就任いたしました。
2. 取締役 武田泰元氏は平成26年6月26日開催の第98回定時株主総会の終結の時をもって任期満了により退任いたしました。
3. 監査役 木村義久氏は平成26年6月26日開催の第98回定時株主総会においてあらたに選任され、就任いたしました。なお、同氏は経理部門での豊富な実務経験が有り、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 監査役 出原節夫氏は平成26年6月26日開催の第98回定時株主総会の終結の時をもって任期満了により退任いたしました。
5. 取締役兼務者を除く執行役員は次の13名であります。
常務執行役員 中島祥行氏、佐藤誠治氏、下代博氏
執行役員 佐々木健氏、Brian G. Stewart氏、井狩彰氏、信田浩志氏、堀場義行氏、木村正氏、阿武寛二氏、岸田明彦氏、林智亮氏、上本貴也氏
6. 取締役 柏木昇氏、小澤義昭氏の2名は社外取締役であります。
7. 監査役 内田晴康氏、北本功氏、鳥井弘之氏の3名は、社外監査役であります。
8. 取締役 柏木昇氏、監査役 北本功氏、鳥井弘之氏の3名は東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定して届け出ています。

事業報告

(注) 9. 平成27年4月1日付機構改革に伴い、取締役の担当職務が変更され、次のとおりとなりました。

会社における地位、担当	氏名
代表取締役社長 社長執行役員 経営全般	北 條 正 樹
代表取締役副社長 副社長執行役員 事業統轄	田 中 章 夫
代表取締役副社長 副社長執行役員 管理統轄	猪 原 幹 夫
取締役 専務執行役員 経営企画本部長、ABH事業部門長	本 田 修 一
取締役 常務執行役員 AFA事業部門長、AFA事業部長、AFA事業部プラント営業本部長	岩 本 英 規
取締役 顧問	小 林 史 男
取締役 顧問	森 屋 進
取締役 顧問	井 上 正 義
取締役 技監、滋賀事業所長	平 本 孝

[ご参考] 取締役を兼務しない執行役員

役 職	氏 名	役 職	氏 名
常務執行役員 大福(中国)有限公司董事長	中 島 祥 行	執行役員 DAIFUKU NORTH AMERICA HOLDING COMPANY副社長	信 田 浩 志
常務執行役員 eFA事業部門長、eFA事業部長、 eFA事業部半導体本部長	佐 藤 誠 治	執行役員 eFA事業部FPD本部長	堀 場 義 行
常務執行役員 FA&DA事業部門長、FA&DA事業部長、 FA&DA事業部営業本部長	下 代 博	執行役員 大福(中国)自動化設備有限公司 董事長	岸 田 明 彦
常務執行役員 LSP事業部門長、LSP事業部長 株式会社ダイフクプラスモア 代表取締役社長	井 狩 彰	執行役員 AFA事業部生産本部長	林 智 亮
常務執行役員 FA&DA事業部サービス本部長	木 村 正	執行役員 AFA事業部プロジェクト本部長	上 本 貴 也
常務執行役員 FA&DA事業部生産本部長	阿 武 寛 二	執行役員 DAIFUKU NORTH AMERICA HOLDING COMPANY社長 DAIFUKU AMERICA CORPORATION CEO	西 村 章 彦
執行役員 LSP事業部生産本部長	佐 々 木 健	執行役員 CSR本部長、小牧事業所長	一 之 瀬 善 久

[2] 取締役および監査役の報酬等の額

区 分	支給人員	支給額
取 締 役 (うち社外)	12人(2人)	435百万円(24百万円)
監 査 役 (うち社外)	6人(3人)	86百万円(30百万円)
合 計 (うち社外)	18人(5人)	521百万円(54百万円)

(注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼取締役の使用人分給与は含まれておりません。

2. 平成18年6月29日開催の第90回定時株主総会において、取締役の報酬限度額を年額700百万円以内(ただし、使用人分給与を除く)、監査役の報酬限度額を年額110百万円以内と決議しております。

[3] 社外役員に関する事項

(1) 取締役

① 重要な兼職の状況ならびに当該兼職先との関係

区 分	氏 名	兼 職 先	兼職内容	当該兼職先との関係
社外取締役	柏木 昇	公益財団法人民事紛争処理研究基金	理事長	当社と公益財団法人民事紛争処理研究基金の間には重要な取引その他の関係はありません。
社外取締役	小澤 義昭	桃山学院大学 経営学部	教 授	当社と桃山学院大学の間には重要な取引その他の関係はありません。

② 取締役会への出席状況ならびに発言の状況

氏 名	出席の状況(出席回数)	発言の状況
柏木 昇	取締役会 定時12回中12回 臨時 6回中 6回	商社での海外勤務や大学教授等の経験があり、また、企業法務や国際取引法に精通しており、取締役会において、豊富な経験と幅広い見識から経営の透明性確保と経営への監視・監督業務を高めるための助言・提言を行っております。
小澤 義昭	取締役会 定時 9回中 7回 臨時 4回中 4回	財務および会計に関する相当程度の知見を有し、延べ6年間の海外駐在の経験があり、また、経営分析を専攻とする大学教授として「財務諸表分析における企業不正の兆候」を研究テーマにしております。取締役会において、豊富な経験と幅広い見識から経営の透明性確保と経営への監視・監督業務を高めるため、かつ、グローバル化を進める当社グループにあつて、専門的見地からの助言・提言を行っております。

(2) 監査役

①重要な兼職の状況ならびに当該兼職先との関係

区分	氏名	兼職先	兼職内容	当該兼職先との関係
社外監査役	内田 晴康	森・濱田松本法律事務所	パートナー	当社と森・濱田松本法律事務所の間には委任契約がありますが、当社からの支払い報酬は同法律事務所の規模に比して少額であり、同氏は当社の委任案件には一切関与していません。また、当社と大日本住友製菓株式会社およびサントリー食品インターナショナル株式会社の間には重要な取引その他の関係はありません。
		大日本住友製菓株式会社およびサントリー食品インターナショナル株式会社	社外監査役	
社外監査役	北本 功	株式会社日本国際放送	専門委員	当社と株式会社日本国際放送の間には重要な取引その他の関係はありません。
社外監査役	鳥井 弘之	独立行政法人科学技術振興機構(JST)	JST事業主幹	当社と独立行政法人科学技術振興機構の間には重要な取引その他の関係はありません。

②取締役会および監査役会への出席状況ならびに発言の状況

氏名	出席の状況(出席回数)		発言の状況
内田 晴康	取締役会	定時12回中11回 臨時 6回中 6回	取締役会、監査役会において、弁護士としての専門的見地からの意見を中心に、経営の適法性確保と経営監視・監査機能を高めるための助言・提言を行っており、豊富な経験と高い見識に基づき、適宜必要に応じて発言を行っております。
	監査役会	6回中 6回	
北本 功	取締役会	定時12回中12回 臨時 6回中 6回	取締役会、監査役会において、ジャーナリストとしての幅広い見識、豊富な海外経験からの意見を中心に、経営の透明性確保と経営監視・監査機能を高めるための助言・提言を行っており、豊富な経験と高い見識に基づき、適宜必要に応じて発言を行っております。
	監査役会	6回中 6回	
鳥井 弘之	取締役会	定時12回中12回 臨時 6回中 6回	取締役会、監査役会において、ジャーナリストとしての幅広い見識、科学技術に関する深い造詣からの意見を中心に、経営の透明性確保と経営監視・監査機能を高めるための助言・提言を行っており、豊富な経験と高い見識に基づき、適宜必要に応じて発言を行っております。
	監査役会	6回中 6回	

(3) 責任限定契約の内容と概要

当社と各社外取締役および各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、当社定款第27条(社外取締役の責任限定契約)および第35条(社外監査役の責任限定契約)の規定に基づき、損害賠償責任の限度額を法令で定める額とする責任限定契約を締結しております。

5. 会計監査人の状況

[1] 会計監査人の名称

あらた監査法人

[2] 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

区 分	報酬等の額
1 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等	72百万円
2 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	116百万円

(注) 当社と会計監査人との監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておりませんので、上記1の金額にはこれらの合計額を記載しております。

[3] 連結子会社の監査

当社の重要な子会社のうち、海外に所在する子会社は、あらた監査法人以外の公認会計士または監査法人が監査をしています。

[4] 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任を株主総会に提出する議案の内容として決定いたします。取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役会全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、解任の旨およびその理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容の概要

当社は、会社法および同法施行規則が平成27年5月1日に施行されることを踏まえ、平成27年4月15日の取締役会において当社グループの内部統制システムに関する基本方針について、一部改訂の決議をいたしました。当該決議反映後の内容は、以下の通りです。

[1] 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保する体制

- ① 代表取締役が繰り返し「企業行動規範」の精神を当社グループの取締役および従業員に伝えることにより、法令等の遵守をあらゆる企業活動の前提とすることを徹底いたします。また、管理統轄担当取締役が「企業行動規範」の啓蒙、遵守のための活動を実施いたします。
- ② コンプライアンス委員会を設置し、全取締役がコンプライアンス委員会の委員として法令等の遵守状況を監視・監督いたします。また、経営に重大な影響を及ぼすと判断される法令違反等が発生したまたはそのおそれのある場合は、直ちにコンプライアンス委員会を開催し、調査、対応策を協議いたします。
- ③ 監査役および内部監査室は、当社グループのコンプライアンス体制およびコンプライアンス上の問題の有無の調査に努めるものといたします。
- ④ 当社グループの取締役・従業員を対象にコンプライアンス研修を定期的実施いたします。また、コンプライアンスに関する他社事例等の情報を集積するデータベースを作成し、ケーススタディのための定期的な情報発信および研修に活用いたします。
- ⑤ 内部通報制度
従業員および発注先からの当社グループのコンプライアンスに関する質問や相談に対応するため、社内に相談窓口（法務部）を設置するとともに、社外の弁護士に直通の社外相談窓口も設置しております。また、海外子会社の社員も相談窓口につながる仕組みを導入しております。

[2] 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- ① 管理統轄担当取締役は、「文書管理規定」に則り、文書（電磁的記録を含みます。）を関連資料とともに、保存および管理いたします。
- ② 文書の保管期間は別途定め、保管場所については文書管理規定に定めるところにより、取締役または監査役から閲覧の要請があった場合は速やかに閲覧が可能である方法で保管するものといたします。
- ③ 上記の「文書管理規定」を改定する場合には、取締役会の承認を得るものといたします。

[3] 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社グループの経営全般にわたる内部統制、リスクマネジメントのさらなる強化を目的に、CROを任命いたします。また、CSR本部が、当社グループの経営に大きな影響を与えると判断されるリスクを幅広くとらえ、平時・有事の対策を立案・実施いたします。
- ② 当社グループBCM (Business Continuity Management) を改善強化するため、これまで構築してきたリスクマネジメント体制を「リスクマネジメント規定」として制定・運用し、経営に関わるリスクの低減、極小化と有事の際の体制強化を推進いたします。
- ③ 情報セキュリティ関連諸規定を制定し、情報セキュリティの維持および管理に必要な体制、推進組織の機能・権限、情報資産の取り扱い方法、社内情報インフラの利用方法などについて定め、かつ情報セキュリティ委員会の委員らが中心となってこれらの周知を徹底することにより、情報に関する損失の危険を管理いたします。

④内部監査室では、財務報告の信頼性を確保するための業務を中心に、諸般の業務活動上のリスクを把握の上、各部門における内部統制体制の構築を支援いたします。また、内部監査室以外から選任された「内部検査人」による、内部統制の整備および運用状況の有効性を評価するテストを実施するなど、内部統制システムに関するPDCAサイクルを一元的に管理いたします。

[4]取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は、取締役・従業員が共有する当社グループ全体の目標を定め浸透を図ります。そして、事業部門担当取締役または執行役員は、この目標達成に向けて各部門が実施すべき具体的な目標および権限委譲を含めた効率的な達成の方法を設定いたします。また、ITを活用したシステムによりその結果を迅速にデータ化することで、取締役会が定期的にその結果のレビューを実施し、効率化を阻害する要因を排除・低減するなどの改善を促すことにより、目標達成の確度を高め、当社グループにおける全社的な業務の効率化を実現するシステムを構築いたします。

[5]企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ①当社グループに共通の「企業行動規範」に基づき、当社グループの役員・従業員一体となった遵法意識の一層の強化を推進いたします。
- ②内部監査室は、当社グループの経営管理、業務管理、業務執行の体制や規則の適切性の検証などを実施いたします。
- ③当社グループの各企業に監査役を置き、または監査役を置かないグループ企業については当社監査役および内部監査室が内部統制体制に関するチェックを実施いたします。

④当社グループは、市民社会の秩序や安全に脅威を与える勢力・団体には法令に基づき、毅然として対応いたします。その旨を当社の「企業行動規範」に定め、当社グループの役員・従業員全員に周知徹底いたします。

[6]監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ①監査役の職務を補助すべき使用人については、必要に応じて内部監査室、CSR本部と財経本部が適宜対応いたします。また、監査役より求めがあるときは、監査役会との協議の上、適切に対応いたします。
- ②監査役の職務を補助する使用人および内部監査室の人事および異動について、監査役会の意見を尊重いたします。
- ③監査役の職務を補助する使用人の独立性に配慮することによって、当該使用人に対する指示の実効性確保に努めるものといたします。

[7]当社グループの取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制、報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保する体制

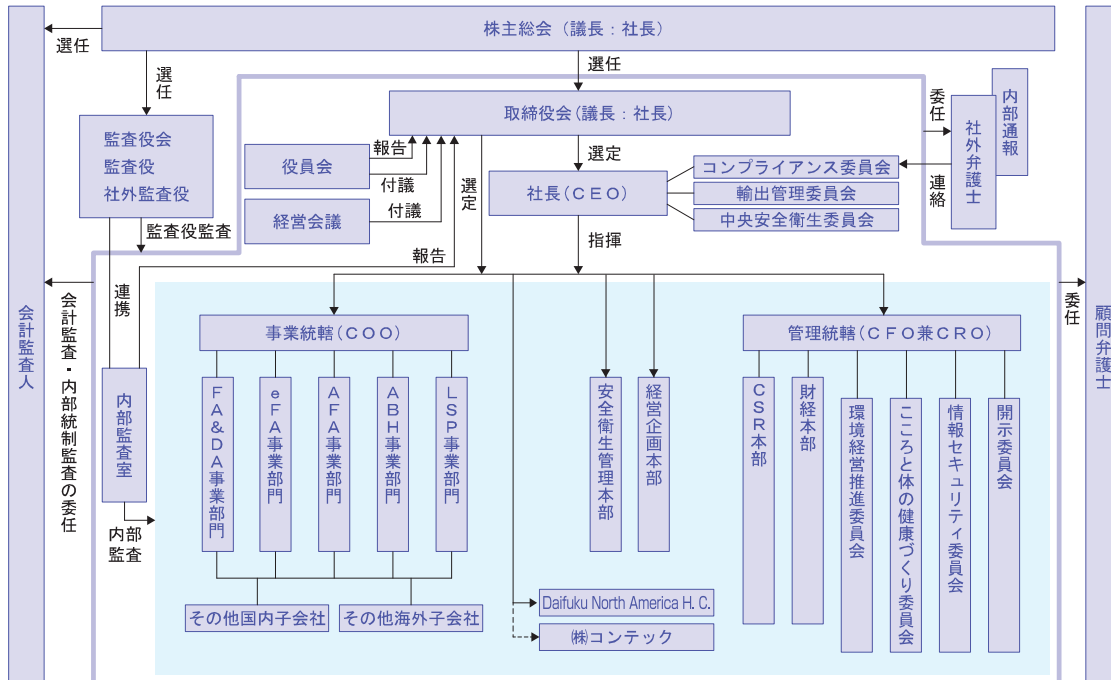
- ①取締役は次に定める事項を監査役会に報告することといたします。
 - 1)当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事項
 - 2)毎月の経営状況として重要な事項
 - 3)内部監査状況およびリスク管理に関する重要な事項
 - 4)重大な法令または定款違反
 - 5)その他コンプライアンス上重要な事項

- ②当社グループでは、使用人の監査役への報告はじめ情報提供を理由とした不利益な処遇は、一切いたしません。
- ③子会社の取締役および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制としては、監査役が国内子会社の取締役会や海外現地法人会議等へ出席するとともに、個別に面談し報告を受ける等の活動を実施いたします。加えて、国内子会社の代表者が当社代表取締役や当社監査役へ経営状況等の情報を報告する子会社連絡会を3カ月に一度程度開催しております。

[8] その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ①監査役会規定で定めるところにより、監査役会は代表取締役と監査上の重要課題について定期的に意見交換会を開催いたします。
- ②監査役は、内部監査室からその監査計画と監査結果について定期的に報告を受け、必要に応じて調査を求めることといたします。
- ③監査役会は、監査の実施にあたり必要であれば、会社の費用で法律・会計等の専門家を活用することができるものとしたします。

○コーポレートガバナンス体制模式図



7. 株式会社の支配に関する基本方針

[1]基本方針の内容の概要

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者については、その者が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるか否かという観点から、検討されるべきであると考えております。

当社が企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させていくためには、

- ①中長期的視点に立った経営戦略を基に、社会的責任を全うしていくこと
- ②中長期的な事業成長のため、財務体質の健全化を背景とした機動的・積極的な設備投資および研究開発投資を行っていくこと
- ③生産現場や工事現場においては、行政機関・周辺住民等の関係当事者との信頼関係を維持していくこと
- ④当社グループのコア事業間の有機的なシナジーによる総合力を最大限発揮していくこと

等に重点を置いた経営の遂行が必要不可欠であり、これらが当社の株式の買付を行う者により中長期的に確保され、向上させられるのでなければ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることとなります。また、内部統制体制の強化、具体的には、グローバルに事業を展開するためのリスク管理、財務諸表の信頼性確保に対する組織的かつ継続的な取り組みが、企業存続のためにますます重要視されるようになりました。

こうした事情を鑑み、買付者が当社株式の大量取得行為に関する対応策(買収防衛策、以下「本プラン」)に定める手続を遵守しなかった場合、または当該買付が企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある買付である場合等所定の要件に該当する場合、当社は、このような買付行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切

と判断すべきであると考えます。

[2]基本方針の実現のための取組みの具体的な内容の概要

- ①基本方針の実現に資する特別な取組みの具体的な内容の概要

当社は、平成11年3月期から始まる中期経営計画「21世紀初頭のダイフク」を策定以来、中期経営計画をベースとした持続的成長路線を歩むことで、世界一、二を争うマテリアルハンドリングメーカーに成長いたしました。

平成26年3月期を初年度とする中期4カ年経営計画「Value Innovation 2017」においても、全社一丸となって経営目標の達成に取り組み、企業価値・株主共同の利益の一層の向上に努めております。

当社は、「最適・最良のソリューションを提供し、世界に広がるお客さまと社会の発展に貢献する」「自由闊達な明るい企業風土のもと、健全で成長性豊かなグローバル経営に徹する」を経営理念としております。国内外の多様な経営資源をベストミックスさせ、シナジー効果を追求することを重要な経営戦略として、あらゆる業種・業界、国・地域のお客さまに、最適・最良のソリューションを提供し、社会の発展を支える役割を担ってまいります。

また、当社は、株主の皆様に対する利益還元を最重要課題と位置づけており、剰余金の配当について、株主の皆様への更なる利益還元を視野に入れ、平成17年3月期から連結当期純利益をベースとする業績連動による配当政策を取り入れております。

②基本方針に照らして不適切な者による支配を防止するための具体的取組み

当社は、平成24年6月28日開催の第96回定時株主総会において、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させることを目的として、「当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）」を一部改定の上、更新することについて、株主の皆様のご承認をいただきました。

本プランは、

- a.当社が発行者である株券等について、保有者の株券等保有割合が20%以上となる買付けその他の取得
- b.当社が発行者である株券等について、公開買付けを行う者の株券等所有割合およびその特別関係者の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

に該当する当社株券等の買付けその他の取得もしくはこれに類似する行為またはその提案(以下「買付け」)がなされる場合を適用対象とします。そして、a.またはb.に該当する買付けがなされたときに、本プランに定められる手続に従い、原則として買付者等による権利行使は認められないとの行使条件および当社が当該買付者等以外の者から当社株券等と引き換えに新株予約権を取得する旨の取得条項等が付された新株予約権(以下「本新株予約権」)の無償割当てをすることが検討されることとなります。

a.またはb.に該当する買付けを行う買付者は、買付の実行に先立ち、当社に対して、買付内容の検討に必要な情報および本プランに定める手続を遵守する旨の誓約文言等を記載した書面を、当社取締役会に対して、当社の定める書式により提出してい

たきます。その後、買付者や当社取締役会から提出された情報・資料等が、当社経営陣から独立した者のみから構成される特別委員会に提供され、特別委員会はこれらの評価、検討を行います。

特別委員会は、買付者が本プランに定める手続を遵守しなかった場合、または当該買付けが企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある買付である場合等所定の要件に該当し、本新株予約権の無償割当てをすることが相当と認められた場合には、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てを実施すべき旨を勧告します。なお、特別委員会は、買付内容について実質的判断が必要な場合、本新株予約権の無償割当ての実施に関して株主総会の承認を予め得るべき旨の留保を付することができるものとします。当社取締役会は、特別委員会の勧告に従い、本新株予約権の無償割当ての実施または不実施等に関する会社法上の機関としての決議を行うものとします。但し、特別委員会が勧告に株主総会の承認を予め得るべき旨の留保を付した場合、または、当社取締役会が善管注意義務に照らし適切と判断する場合、当社取締役会は、株主総会の開催が実務上著しく困難な場合を除き、株主総会を招集し、本新株予約権の無償割当ての実施に関する議案を付議し、当該株主総会の決議に従うものとします。

本プランの有効期間は、原則として、第96回定時株主総会終了後3年以内に終了する事業年度のうち最終の事業年度に関する定時株主総会の最終の時までとします。

[3] 基本方針の実現のための取組みについての当社取締役会の判断およびその理由

上記2)①に記載の平成26年3月期を初年度とする中期経営計画等の各施策は、当社の企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に向上させるための具体的方策として策定されたものであり、まさに当社の基本方針に沿うものです。

また、本プランは、上記2)②に記載のとおり、企業価値・株主共同の利益を確保・向上させる目的をもって更新されたものであり、基本方針に沿うものです。特に、本プランは、下記項目のとおり、株主共同の利益に合致し、当社の会社社員の地位の維持を目的とするものではありません。

- 株主総会において株主の皆様のご承認を得た上で更新されたものであること。
- 本プランの有効期間が3年間と定められた上、取締役会によりいつでも廃止できるとされていること、当社取締役の任期は1年とされていること。
- 経済産業省および法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値ひいては株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」に定める三原則をすべて充足していること。
- 経営陣からの独立性の高い特別委員会が設置されており、本プランの発動に際しては必ず特別委員会の判断を経ることが必要とされていること。
- 特別委員会は当社の費用で第三者専門家を利用することができることとされていること。
- その内容として本プランの発動に関する合理的な客観的要件が設定されていること。
- デッドハンド型買収防衛策(取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛

策)やスローハンド型買収防衛策(取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策)ではないこと。

(注) 本プランの詳細については、平成24年5月14日付で「当社株式の大量取得行為に関する対応策(買収防衛策)の更新について」として公表しております。このニュースリリースの全文については当社ホームページ(<http://www.daifuku.co.jp/ir/news/2221/index.html>)をご参照ください。

8. 剰余金の配当等に関する事項

当社は、株主の皆さまに対する利益還元を最重要課題と位置づけ、剰余金の配当につきましては、株主の皆さまへのさらなる利益還元を視野に入れて、連結当期純利益をベースとする業績連動による配当政策を取り入れるとともに、残余の剰余金につきましては内部留保金として、今後の成長に向けた投資資金に充てる方針であります。

4カ年中期経営計画「Value Innovation 2017」では、1株当たり配当金の持続的成長、中長期的連結配当性向30%を目指しています。

当期につきましては、中間配当として1株当たり7円を実施しており、期末配当として1株当たり15円とさせていただくことを平成27年5月14日開催の取締役会で決議し、合計で年間配当として1株当たり22円とさせていただくことといたしました。

なお、剰余金の配当を機動的に実施できるようにするため、「会社法第459条第1項(剰余金の配当等を取締役会が決定する旨の定款の定め)に定める事項については、法令に特段の定めが無い場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会決議によって定めることとする旨」を定款に定めております。

連結貸借対照表

(単位：百万円)

科目	第99期 (平成27年3月31日現在)	(ご参考)第98期 (平成26年3月31日現在)
資産の部		
流動資産	185,041	170,781
現金及び預金	54,202	52,132
受取手形・完成工事未収入金等	76,645	74,217
未完成工事請求不足高	19,414	15,334
商品及び製品	3,561	3,307
未成工事支出金等	8,990	6,599
原材料及び貯蔵品	11,980	10,475
繰延税金資産	2,810	3,502
その他	7,574	5,349
貸倒引当金	△137	△137
固定資産	85,970	78,749
有形固定資産	34,673	34,075
建物及び構築物	14,754	14,618
機械装置及び運搬具	3,507	3,457
工具、器具及び備品	1,830	1,409
土地	12,018	11,801
その他	2,562	2,788
無形固定資産	19,045	14,856
ソフトウェア	3,100	1,944
のれん	12,905	10,139
その他	3,040	2,772
投資その他の資産	32,251	29,817
投資有価証券	21,728	20,628
長期貸付金	125	142
退職給付に係る資産	643	268
繰延税金資産	6,130	5,800
その他	3,752	3,109
貸倒引当金	△129	△131
資産合計	271,011	249,531

科目	第99期 (平成27年3月31日現在)	(ご参考)第98期 (平成26年3月31日現在)
負債の部		
流動負債	93,853	83,711
支払手形・工事未払金等	36,568	36,818
電子記録債務	10,827	10,061
短期借入金	12,904	7,014
未払法人税等	1,210	3,991
工事損失引当金	505	275
その他	31,837	25,548
固定負債	65,636	66,129
社債	2,700	2,700
新株予約権付社債	15,093	15,131
長期借入金	29,849	33,298
繰延税金負債	1,580	1,410
退職給付に係る負債	12,142	8,681
負ののれん	179	239
その他	4,091	4,667
負債合計	159,490	149,840
純資産の部		
株主資本	98,469	90,652
資本金	8,024	8,024
資本剰余金	9,239	9,239
利益剰余金	83,626	76,009
自己株式	△2,419	△2,620
その他の包括利益累計額	9,327	6,189
その他有価証券評価差額金	4,639	3,102
繰延ヘッジ損益	△72	△29
為替換算調整勘定	10,542	5,310
退職給付に係る調整累計額	△5,781	△2,194
少数株主持分	3,723	2,848
純資産合計	111,521	99,690
負債・純資産合計	271,011	249,531

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類

連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目	第99期 (平成26年4月1日から 平成27年3月31日まで)	(ご参考)第98期 (平成25年4月1日から 平成26年3月31日まで)
売上高	267,284	241,811
売上原価	215,641	194,974
売上総利益	51,642	46,836
販売費及び一般管理費	36,759	34,279
営業利益	14,883	12,556
営業外収益	1,470	1,626
受取利息	169	215
受取配当金	304	261
為替差益	177	468
負ののれん償却額	59	59
受取地家賃	173	226
外国諸税金還付金	168	—
その他	416	394
営業外費用	570	991
支払利息	463	810
その他	107	181
経常利益	15,783	13,191
特別利益	477	6
固定資産売却益	167	6
投資有価証券売却益	300	—
その他	9	—
特別損失	1,049	1,060
固定資産売却損	36	393
固定資産除却損	138	68
減損損失	457	370
関係会社株式売却損	—	148
関係会社整理損	160	—
特別退職金	125	—
その他	130	80
税金等調整前当期純利益	15,211	12,137
法人税、住民税及び事業税	3,139	5,634
法人税等調整額	1,904	△1,545
法人税等合計	5,043	4,088
少数株主損益調整前当期純利益	10,168	8,048
少数株主利益	357	308
当期純利益	9,810	7,740

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書 (平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	8,024	9,239	76,009	△2,620	90,652
会計方針の変更による累積的影響額	－	－	28	－	28
会計方針の変更を反映した当期首残高	8,024	9,239	76,038	△2,620	90,680
当期変動額					
剰余金の配当	－	－	△2,221	－	△2,221
当期純利益	－	－	9,810	－	9,810
自己株式の取得	－	－	－	△5	△5
自己株式の処分	－	0	－	206	206
関係会社株式取得に伴う変動	－	－	△1	－	△1
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	－	－	－	－	－
当期変動額合計	－	0	7,587	201	7,789
当期末残高	8,024	9,239	83,626	△2,419	98,469

	その他の包括利益累計額					少数株主 持分	純資産 合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	為替換算 調整勘定	退職給付に 係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計		
当期首残高	3,102	△29	5,310	△2,194	6,189	2,848	99,690
会計方針の変更による累積的影響額	－	－	－	－	－	－	28
会計方針の変更を反映した当期首残高	3,102	△29	5,310	△2,194	6,189	2,848	99,718
当期変動額							
剰余金の配当	－	－	－	－	－	－	△2,221
当期純利益	－	－	－	－	－	－	9,810
自己株式の取得	－	－	－	－	－	－	△5
自己株式の処分	－	－	－	－	－	－	206
関係会社株式取得に伴う変動	－	－	－	－	－	－	△1
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	1,536	△42	5,231	△3,587	3,138	875	4,013
当期変動額合計	1,536	△42	5,231	△3,587	3,138	875	11,802
当期末残高	4,639	△72	10,542	△5,781	9,327	3,723	111,521

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(単位：百万円)

科目	第99期 (平成27年3月31日現在)	(ご参考)第98期 (平成26年3月31日現在)
資産の部		
流動資産	92,028	89,592
現金及び預金	27,436	27,124
受取手形	3,383	3,598
電子記録債権	1,833	592
完成工事未収入金	36,674	35,816
売掛金	9,006	9,811
商品及び製品	100	153
未成工事支出金等	3,236	3,681
原材料及び貯蔵品	4,547	4,243
前払費用	300	301
繰延税金資産	1,741	2,441
未収入金	2,692	880
短期貸付金	12	13
関係会社短期貸付金	289	168
その他	780	768
貸倒引当金	△5	△5
固定資産	78,023	74,269
有形固定資産	22,049	22,531
建物	8,412	8,779
構築物	733	802
機械及び装置	1,940	2,023
車両及び運搬具	0	1
工具、器具及び備品	752	477
土地	8,485	8,485
リース資産	1,713	1,878
建設仮勘定	11	84
無形固定資産	1,956	2,189
のれん	540	653
ソフトウェア	1,234	1,439
ソフトウェア仮勘定	114	33
その他	67	62
投資その他の資産	54,016	49,548
投資有価証券	14,031	11,963
関係会社株式	34,059	30,586
関係会社出資金	2,800	2,800
長期貸付金	280	304
長期前払費用	148	276
繰延税金資産	1,039	2,657
前払年金費用	360	—
敷金及び保証金	423	440
その他	1,000	650
貸倒引当金	△127	△130
資産合計	170,051	163,861

科目	第99期 (平成27年3月31日現在)	(ご参考)第98期 (平成26年3月31日現在)
負債の部		
流動負債	37,039	33,716
支払手形	485	494
電子記録債務	10,827	10,061
買掛金	11,379	10,064
工事未払金	1,367	1,348
短期借入金	1,198	1,439
1年内返済予定の長期借入金	3,600	—
リース債務	347	167
未払金	1,272	1,331
未払費用	3,002	2,815
未払法人税等	40	2,802
未成工事受入金	2,618	2,499
前受金	305	192
工事損失引当金	227	112
その他	366	385
固定負債	48,987	52,684
社債	2,700	2,700
新株予約権付社債	15,093	15,131
長期借入金	26,701	29,027
リース債務	1,365	1,710
長期未払金	138	134
退職給付引当金	2,307	3,514
資産除去債務	403	410
その他	276	57
負債合計	86,026	86,400
純資産の部		
株主資本	79,669	74,622
資本金	8,024	8,024
資本剰余金	9,239	9,239
資本準備金	2,006	2,006
その他資本剰余金	7,232	7,232
利益剰余金	64,825	59,980
利益準備金	112	112
その他利益剰余金	64,712	59,867
配当準備積立金	7,000	7,000
固定資産圧縮積立金	402	391
特別償却準備金	25	36
別途積立金	30,000	30,000
繰越利益剰余金	27,284	22,439
自己株式	△2,419	△2,620
評価・換算差額等	4,355	2,838
その他有価証券評価差額金	4,394	2,870
繰延ヘッジ損益	△38	△31
純資産合計	84,025	77,461
負債純資産合計	170,051	163,861

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(単位：百万円)

科 目	第99期 (平成26年4月1日から 平成27年3月31日まで)	(ご参考)第98期 (平成25年4月1日から 平成26年3月31日まで)
売上高	136,192	137,283
売上原価	113,910	115,276
売上総利益	22,282	22,007
販売費及び一般管理費	14,633	15,052
営業利益	7,649	6,955
営業外収益	3,421	3,032
受取利息	12	37
受取配当金	2,863	2,411
受取地代家賃	208	209
その他	336	374
営業外費用	325	780
支払利息	263	582
社債利息	18	103
その他	43	93
経常利益	10,744	9,207
特別利益	－	167
抱合せ株式消滅差益	－	35
関係会社株式売却益	－	131
特別損失	624	591
固定資産売却損	0	338
固定資産廃棄損	101	58
関係会社株式評価損	298	194
債務保証損失引当金繰入額	221	－
その他	2	－
税引前当期純利益	10,120	8,783
法人税、住民税及び事業税	1,300	3,661
法人税等調整額	1,779	△639
法人税等合計	3,079	3,022
当期純利益	7,041	5,761

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書 (平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)

(単位：百万円)

項目	株主資本										
	資本金	資本剰余金			利益剰余金						
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金					利益剰余金合計
					配当準備積立金	固定資産圧縮積立金	特別償却準備金	別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	8,024	2,006	7,232	9,239	112	7,000	391	36	30,000	22,439	59,980
会計方針の変更による累積的影響額	-	-	-	-	-	-	-	-	-	25	25
会計方針の変更を反映した当期首残高	8,024	2,006	7,232	9,239	112	7,000	391	36	30,000	22,465	60,005
当期変動額											
剰余金の配当	-	-	-	-	-	-	-	-	-	△2,221	△2,221
当期純利益	-	-	-	-	-	-	-	-	-	7,041	7,041
圧縮積立金の積立	-	-	-	-	-	-	18	-	-	△18	-
圧縮積立金の取崩	-	-	-	-	-	-	△7	-	-	7	-
特別償却準備金の積立	-	-	-	-	-	-	-	1	-	△1	-
特別償却準備金の取崩	-	-	-	-	-	-	-	△12	-	12	-
自己株式の取得	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
自己株式の処分	-	-	0	0	-	-	-	-	-	-	-
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
当期変動額合計	-	-	0	0	-	-	10	△11	-	4,819	4,819
当期末残高	8,024	2,006	7,232	9,239	112	7,000	402	25	30,000	27,284	64,825

項目	株主資本		評価・換算差額等			純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
当期首残高	△2,620	74,622	2,870	△31	2,838	77,461
会計方針の変更による累積的影響額	-	25	-	-	-	25
会計方針の変更を反映した当期首残高	△2,620	74,648	2,870	△31	2,838	77,486
当期変動額						
剰余金の配当	-	△2,221	-	-	-	△2,221
当期純利益	-	7,041	-	-	-	7,041
圧縮積立金の積立	-	-	-	-	-	-
圧縮積立金の取崩	-	-	-	-	-	-
特別償却準備金の積立	-	-	-	-	-	-
特別償却準備金の取崩	-	-	-	-	-	-
自己株式の取得	△5	△5	-	-	-	△5
自己株式の処分	206	206	-	-	-	206
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	-	-	1,524	△6	1,517	1,517
当期変動額合計	201	5,020	1,524	△6	1,517	6,538
当期末残高	△2,419	79,669	4,394	△38	4,355	84,025

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

※「連結注記表」および「個別注記表」は、法令および定款第16条の定めに基づき、当社ホームページ(<http://www.daifuku.co.jp/ir/shareholders.html>)に掲載しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成27年5月20日

株式会社ダイフク
取締役会 御中

あらた監査法人

指 定 社 員 公 認 会 計 士 大 野 功 ㊞
業 務 執 行 社 員指 定 社 員 公 認 会 計 士 加 藤 正 英 ㊞
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ダイフクの平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ダイフク及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

平成27年5月20日

株式会社ダイフク
取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 大野 功 (印)
業務執行社員

指定社員 公認会計士 加藤 正英 (印)
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ダイフクの平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第99期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第99期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。各監査役は監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査方針、監査計画等に従い取締役・内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及びその他使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。
- 四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項はありません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人あつた監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人あつた監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年5月22日

株式会社ダイフク 監査役会

常勤監査役 黒坂達二郎 (印)

常勤監査役 木村義久 (印)

社外監査役 内田晴康 (印)

社外監査役 北本 功 (印)

社外監査役 鳥井弘之 (印)

以上

高能ケース自動倉庫「スマートスタッカー クアトロ」開発

1台のスタッカークレーンに2台のキャレッジを搭載して、それぞれが独立して駆動します。奥行き方向に2ケース分格納する方式を採用しており、荷物を4個同時に移動。また、上下部走行駆動方式により高い入出庫処理能力を実現しました。



物流ソリューション紹介の「LOGISOL」公開

製品情報サイトをリニューアルし、「LOGISOL」として公開しました。業種別ソリューション、導入事例を分かりやすく紹介し、効果的なマーケティングツールとして活用していきます。
(www.daifuku-logisticssolutions.com/jp)



国連グローバル・コンパクトに署名

人権・労働・環境・腐敗防止に関する10原則からなる国連グローバル・コンパクト(UNGC)の趣旨に賛同し、署名しました。UNGCは、企業が持続可能な成長を実現するための世界的な枠組みづくりに参加する自発的な取り組みです。



新製品「SPDR」(スパイダー)

自動車工場や自動車部品メーカーにおける部品物流現場のニーズを反映して開発した一時保管・仕分けシステム。多種多様なサイズのケースを最小スペースで保管でき、ケースの段積み出庫など多彩な運用を可能にしました。

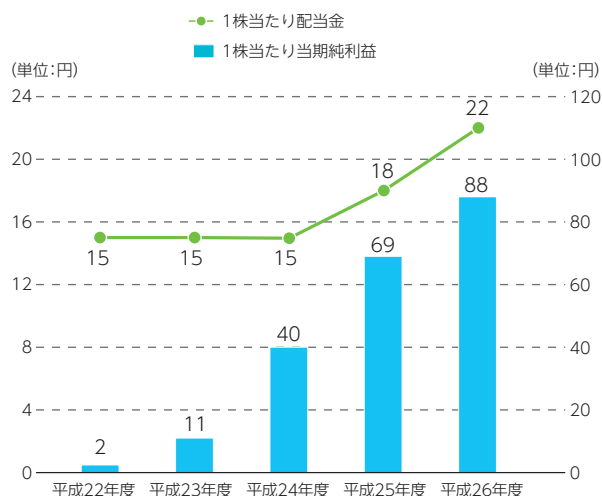


株式情報

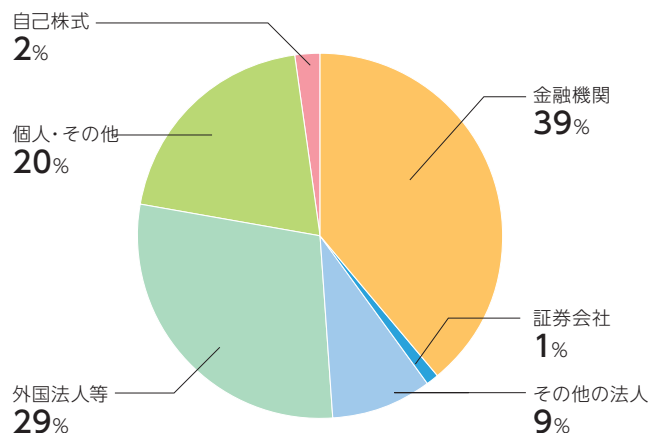
昭和44年に東京証券取引所第1部に上場。(証券コード6383、単元株数100株)

(単位：円)

区 分	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
期末発行済株式総数(株)	113,671,494	113,671,494	113,671,494	113,671,494	113,671,494
1株当たり当期純利益	2	11	40	69	88
1株当たり純資産	683	674	754	875	972
1株当たりフリーキャッシュフロー	68	-81	17	115	3
1株当たり配当金	15	15	15	18	22
配当性向(%)	616	135	37	25	24



所有者別分布状況 (株主総数:12,944名)



(平成27年3月31日現在)

株主総会会場ご案内図

[場 所]

〒555-0012 大阪市西淀川区御幣島3丁目2番11号 TEL(06)6472-1261



[最寄りの駅について]

○JR東西線「御幣島駅」徒歩10分 ○JR神戸線「塚本駅」(上記送迎バスのご案内ご参照)

www.daifuku.co.jp

DAIFUKU
Always an Edge Ahead

